

京都市交通局市バス・地下鉄事業 経営ビジョン【改訂版】（2021-2028）

京都市交通局

～市民の大切な財産 市バス・地下鉄を 次の世代に引き継ぐために～

市バス・地下鉄は、通勤、通学、お買い物や通院など、市民の皆様の暮らしや経済活動を支えるとともに、京都を訪れる方々の便利な交通手段として、多様な都市活動を支える必要不可欠な都市基盤であり、何としても守り抜かなければならない市民の皆様の大切な財産です。

かつて危機的な経営状況にあった両事業は、市民ぐるみで取り組んできた、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の推進や観光利用の増加にも支えられ、地下鉄においては「1日5万人増客」の目標を前倒しで達成するなど、令和元年度には両事業で1日当たり約76万のお客様に御利用いただきまで、お客様数を大幅に伸ばしてきました。

あわせて、数次にわたる経営健全化の取組による人件費や経費の大幅な削減により、市バスは累積赤字を解消し、地下鉄は単年度で黒字を計上するなど、大きな経営改善を果たし、安定経営への道を歩み始め、こうしたことを背景に、地下鉄可動式ホーム柵の設置などの安全対策の推進はもとより、路線・ダイヤの充実など利便性向上を図るとともに、市バスでは平成8年度以来25年間、地下鉄では平成17年度以来16年間運賃を据え置きつつ、均一運賃区間の拡大をはじめ、ICカード等による乗継割引の導入・拡充など、運賃・乗車券制度を充実してきました。

こうした中、平成31年3月に策定した経営ビジョン（2019-2028）では、市バス・地下鉄ともに、老朽化に伴う車両・設備の更新等に多額の費用を要すること、全国的なバス運転士等の担い手不足の影響により大幅な経費増が見込まれるという新たな課題や、地下鉄事業においては約3,800億円もの有利子負債を抱えるなど、今後も極めて厳しい状況が見込まれる中、経営努力を重ねつつ、何とか市民の皆様の足としての役割を果たすための計画としました。

しかし、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市バス・地下鉄のお客様数は拡大前と比べ、両事業で1日当たり24万人以上減少し、これまでの増客の成果がわずか1年で、この間の増客数の約2倍の規模で吹き飛び、今後も、インバウンド等の観光利用の回復には時間を要するとともに、新たな生活様式の定着により、御利用が元に戻ることも見込めず、このままでは両事業の存続が危ぶまれるという未曾有の危機に直面しています。

この窮地を乗り越え、市バス・地下鉄を次の世代に引き継ぐため、全職員一丸となって経営改善に全力で取り組み、必ずや市民の皆様の財産である市バス・地下鉄を守り抜いてまいります。

目次

1 計画策定の経緯	
(1) 策定の趣旨	P1
(2) 計画期間	P2
(3) 計画の位置付け	P2
2 これまでの経営健全化の取組とその成果	
(1) これまでの経営健全化の取組	P2
(2) お客様数の増加と経営改善	P4
(3) お客様数の増加と経営改善による利便性やサービスの向上	P7
3 新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化と緊急の対策	
(1) お客様数及び運賃収入への影響	P10
(2) 危機的状況を踏まえた緊急の事業見直し	P13
(3) 各種割引乗車券の見直し	P14
(4) 国に対する公共交通維持・確保に向けた抜本的な支援要望	P15
(5) 令和2年度決算及び令和3年度決算見込の状況	P15
4 持続可能な安定経営に向けた経営健全化策	
(1) 今後のお客様動向見込み	P17
(2) 市バス・地下鉄を安定的に維持していくための財政目標	P21
(3) 経営健全化策	P22
(4) 運賃改定を含む経営健全化策実施後の収支見通し	P28
5 進捗管理等	P32

1 計画策定の経緯

(1) 策定の趣旨

【京都のまちになくてはならない基幹的な公共交通機関「市バス」「地下鉄」】

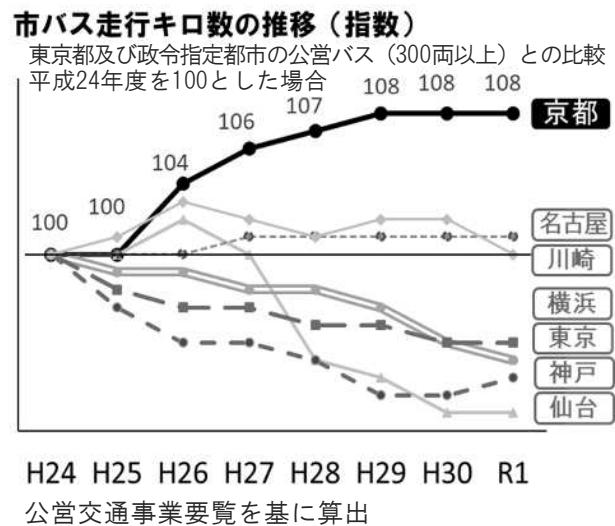
- 市バス・地下鉄は市民の皆様の暮らしや経済活動を支えるとともに、また京都を訪れる方々の便利な交通手段として市内公共交通の6割を担い、多様な都市活動を支えています。

【経営健全化の取組による経費削減とお客様数の増加で、大きな経営改善を実現】

- かつて危機的な経営状況にあった両事業は、これまで数次にわたる経営健全化の取組により、バス運転士や地下鉄運輸職員の給与引下げや民間委託化の推進など、人件費や経費を大幅に削減してきました。
- また、市民ぐるみで取り組んできた人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の推進と観光利用の増加にも支えられ、市バスでは5.7万人/日の増客（平成21年度から29年度）、地下鉄では7.3万人/日の増客（平成21年度から令和元年度）を実現しました。
- こうした経営健全化の取組による経費削減と、お客様数増加による運賃収入の増加により、市バスでは累積赤字の解消、地下鉄では単年度黒字の計上など、大きな経営改善を果たしてきました。

【経営改善とお客様数増加に支えられた利便性やサービスの向上】

- こうした経営改善を背景に、市バスでは増車（+58両）や路線の新設（+10系統）、バス停上屋の整備などバス待ち環境の向上を、地下鉄では通勤・通学時間帯や夜間のダイヤの充実（+16便）、駅トイレのバリアフリー化など、御利用のお客様の利便性やサービスを向上させる取組を積極的に推進してきました。
- また、「歩くまち・京都」の推進により、公共交通への利用転換が進むことで、年間5,684万人まで増加した京都を訪れる観光客の皆様をお迎えすることができました。



【「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン（2019-2028）」の策定】

- 経営改善を踏まえ、交通局では、平成31（2019）年3月、今後10年間の経営の基本的な方針や具体的な取組、財政計画等についてとりまとめた「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン（2019-2028）」（以下「経営ビジョン（2019-2028）」という。）を策定しました。

【新型コロナウィルス感染症の影響による経営環境の激変】

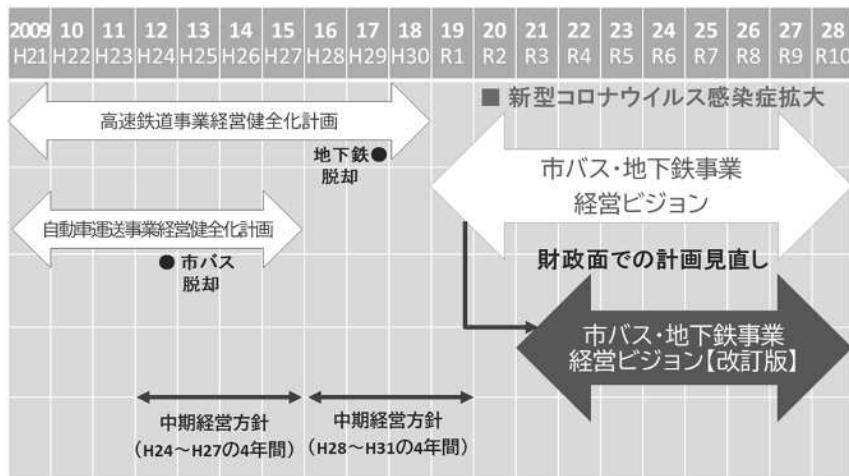
- こうして安定経営への道を歩み始めた矢先、新型コロナウィルス感染症の影響により、令和2年度ではお客様数が市バス・地下鉄とも10万人/日を超える減少、運賃収入も約150億円/年の減収となるなど、両事業の存続が危ぶまれるかつてない状況に陥っています。

【市バス・地下鉄の安定経営に向けた中長期の経営計画の策定】

- このままでは将来にわたって市バス・地下鉄事業の経営が維持できないとの認識のもと、両事業を安定的に運営し、今後も市民の皆様の生活と都市活動をしっかりと支えることができるよう、この度、「経営ビジョン（2019-2028）」に掲げた事業運営の基本的な方針は引き継ぎつつ、財政面での計画を中心に見直す「経営ビジョン【改訂版】（2021-2028）」を策定します。

(2) 計画期間

令和3（2021）年度から令和10（2028）年度までの8年間とします。



(3) 計画の位置付け

- 平成31年3月に策定した経営ビジョン(2019-2028)の改訂版として、市バス・地下鉄事業の経営計画とともに、京都市基本構想を具体化するため、全市的観点から取り組む主要な政策を示す「はばたけ未来へ!京プラン2025(京都市基本計画)」の政策分野ごとの計画として位置付けます。
- また、地下鉄事業に関する記載内容については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」という。)に基づき、市会の議決を得て、別途、「京都市高速鉄道事業経営健全化計画」※として策定しました。

※ 財政健全化法に基づき、資金不足比率が経営健全化基準(20%)以上となった場合に議会の議決を得て策定することが求められる経営の健全化のための計画

2 これまでの経営健全化の取組とその成果

(1) これまでの経営健全化の取組

○市バス・地下鉄は、通勤・通学など市民の皆様の日々の足として、また、京都を訪れる方々の便利な交通手段として、日常生活になくてはならない重要な公共交通機関です。何としても市バス・地下鉄事業の運営を将来に向けて維持していくかなければなりません。

○交通局では、これまでから、市バス・地下鉄事業ともに厳しい経営状況を改善するため、経営健全化プログラム21(平成12年度～14年度)、ルネッサンスプラン(平成15年度～20年度)、また、平成21年度には両事業とも財政健全化法に基づく経営健全化団体となったことから、同法に基づき経営健全化計画を策定するなど、数次にわたる経営健全化に取り組んできました。この間、独自の給与カットや、バス運転士、地下鉄運輸職員の給与引下げ、市バスでは全国の公営バスでは初めてとなる市バス運行業務等の民間委託(管理の受委託)の実施、地下鉄駅職員業務の民間委託の推進、運賃以外の収入を増やすための駅ナカビジネスの拡大などにより、大幅な経営改革に取り組んできました。

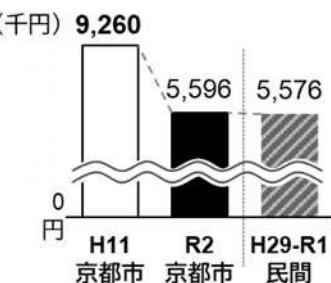
○同時に、健康で、人と環境にやさしい、歩いて楽しい暮らしを大切にする、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を、本市の重点戦略として位置付け、市民ぐるみで取り組んできました。

■ 「経営健全化プログラム21」（平成12年度～14年度）
 「ルネッサンスプラン」（平成15年度～20年度）
 「経営健全化計画」（平成21年度～市バス27年度、地下鉄30年度）による経営改革

市バス事業

- 新給料表の導入⇒バス運転士の給与を引下げ
 ⇒ バス運転士平均給与 平成11年度 9,260千円
 → 令和2年度 5,596千円 ▲39.6%
 (参考) 民間事業者の営業用バス運転者の平均給与費5,576千円 (※)
- 交通局独自の給与カット
 ⇒ 平成12年～平成23年度に最大7%の給与カット等
- 市バス運行業務等の民間委託（管理の受委託）の推進
 (平成12年に全国公営バスで初めて実施し、平成19年に事業規模の2分の1まで委託化)
 ⇒ 平成12年～ 平均 約13億円/年の経常支出削減
- バス車両更新期間の見直し（14年→18年）
- 自動車整備業務の民間委託化 ⇒ 職員を40人削減
- 全庁を挙げてのお客様増加策の実施
 ⇒ 平成25年度までに1日当たり320千人を目標とし、1年前倒しの平成24年度に達成。平成21年度から平成29年度の間で57千人/日増客となり、368千人/日となった。
- 新たに生活支援路線補助金（任意補助金）を繰入れ
 ⇒ 民営並みコストで運営してもなお生じる赤字に対して一般会計から財政支援
 その後、経営努力により一般会計任意補助金（生活支援路線補助金、市バス購入費に対する補助金）を削減し、地下鉄事業の支援財源として活用

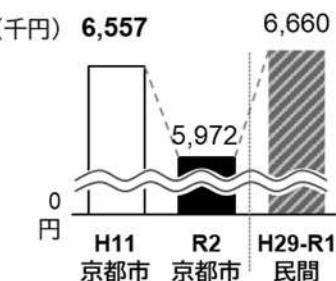
市バス運転士の平均給与



地下鉄事業

- 新給料表の導入⇒地下鉄運輸職員の給与を引下げ
 ⇒ 地下鉄運転士平均給与 平成11年度 6,557千円
 → 令和2年度 5,972千円 ▲ 8.9%
 (参考) 民間事業者の電車運転士の平均給与費6,660千円 (※)
- 交通局独自の給与カット
 ⇒ 平成12年～平成23年度に最大7%の給与カット等
- 地下鉄駅職員業務の民間委託の推進
 ⇒ 平成19年～ 平均 約2億円/年の経常支出削減
- 地下鉄設備の更新期間の見直し
 (改集札機、券売機、昇降機設備等を1～5年延長)
- 全庁を挙げてのお客様増加策の実施
 ⇒ 平成30年度までに1日5万人増客を目標とし、2年前倒しの平成28年度に達成。
 平成21年度から令和元年度の間で73千人/日増客となり、400千人/日となった。
- 駅ナカビジネスの拡大
 ⇒ 当初目標である平成25年度までに年間5億円の収入及び更なる目標である平成30年度までに年間10億円の収入を、それぞれ1年前倒しで達成
- 運賃改定 ⇒ 平成18年1月実施、改定率 7.4%
- 5%の運賃改定を回避
 ⇒ 経営健全化計画で見込んでいた更なる改定（5%）は、増客や駅ナカビジネスによる収入増等による経営改善により回避
- 高金利企業債の借換えによる利息軽減 ⇒ ▲127億円の効果（一般会計等の効果を含む）
- 一般会計支援（国制度に基づく経営健全化出資、市バス事業の健全化により削減した補助金を活用した支援等）の拡充

地下鉄運転士の平均給与

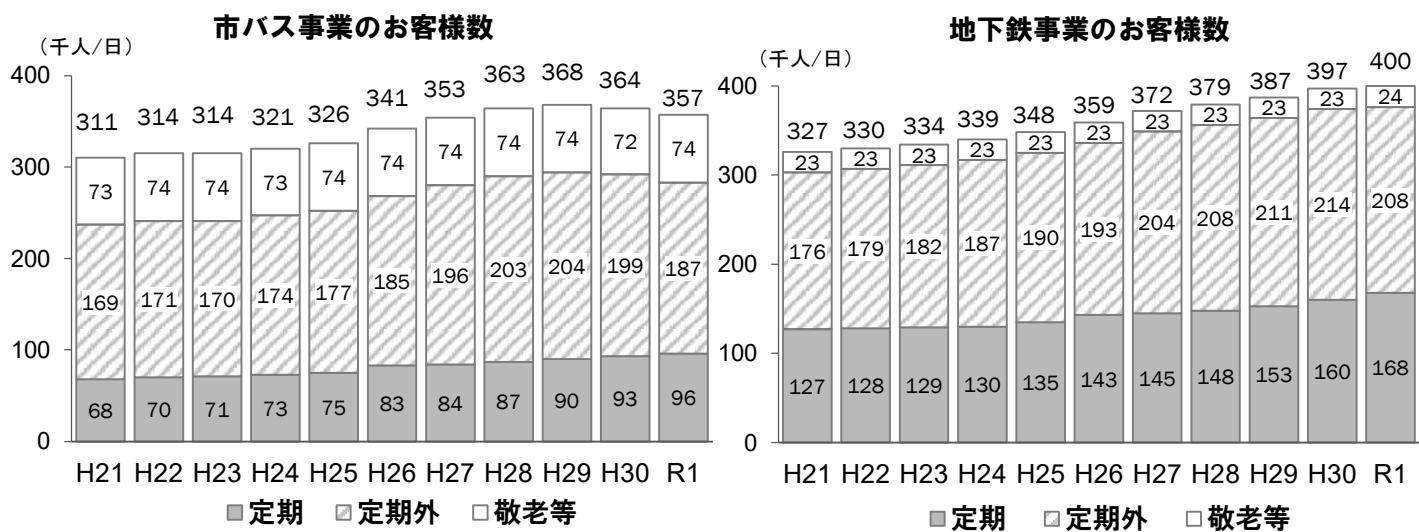


※ 平成29年度から令和元年度までの各年度の賃金構造基本統計調査（厚生労働省）における、全国（企業規模1,000人以上）の数値の平均

(2) お客様数の増加と経営改善

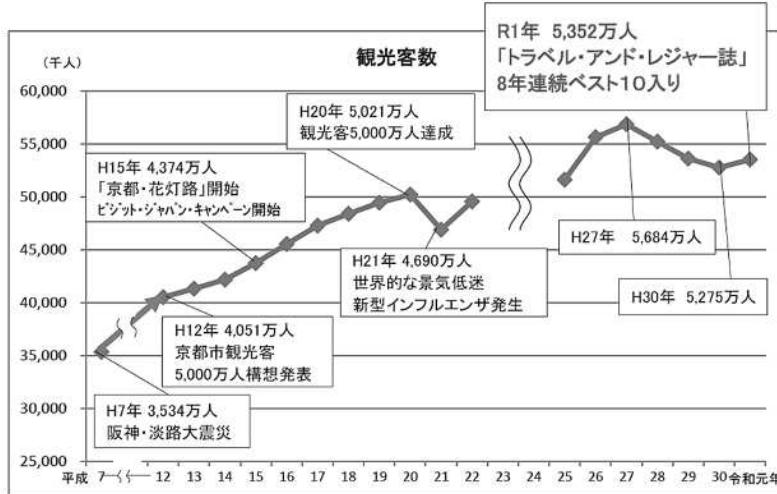
- 市民ぐるみで取り組んできた人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の推進、全庁を挙げてのお客様増加策の実施、市バス車両増車や路線・ダイヤの充実を図るなどの「攻めの経営」により、インバウンドを含む観光利用にも支えられ、定期、定期外ともにお客様数が大幅に増加しました。
- また、経営健全化の取組により、人件費、経費等を大幅に削減することで、黒字を計上することができるまで収支構造を改善し、両事業とも計画より前倒して経営健全化団体から脱却しました。

■ お客様数の変化



※ 端数調整により合計値が一致しない場合がある

京都市への年間観光客数の推移



京都を訪れる観光客の増加を背景に、市バス・地下鉄のお客様数も年々増加
これにより様々な利便性向上策を実施

(注) 平成23年及び平成24年は調査手法の変更により観光客数を推計していない。

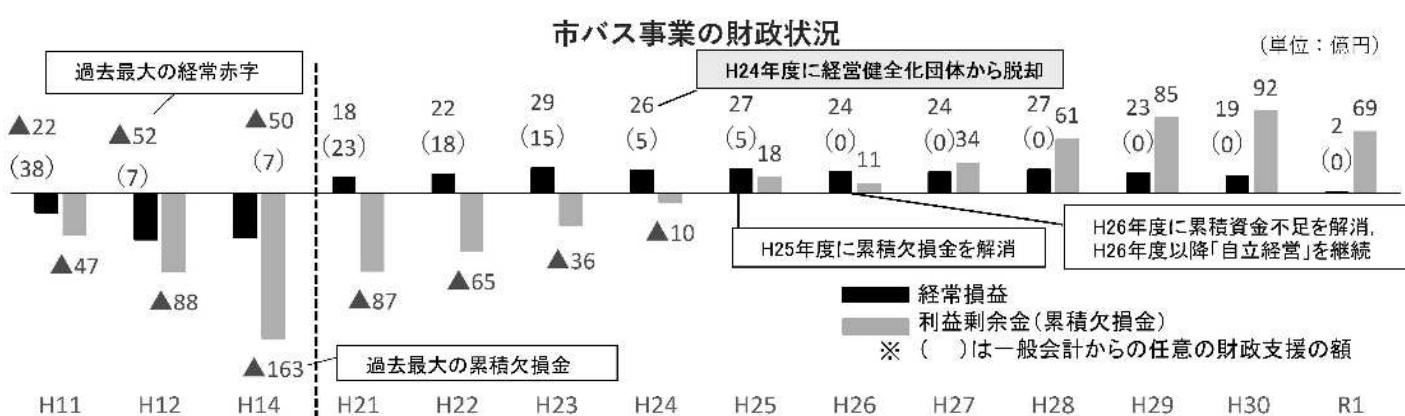
「京都観光総合調査」令和元年（2019年）/京都市産業観光局 より

■ 財政状況の変化

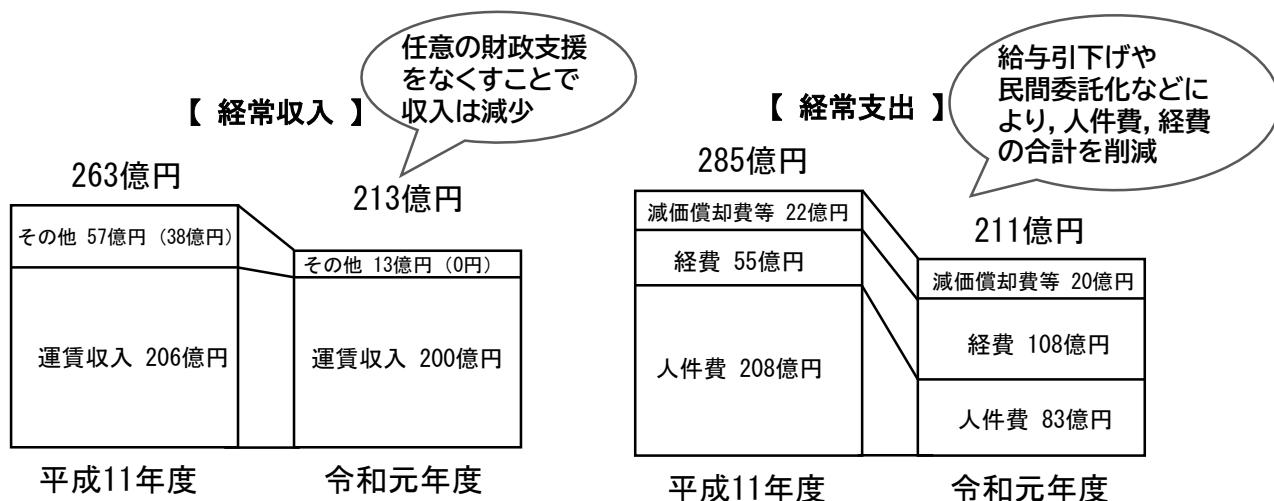
「経営健全化プログラム21」、「ルネッサンスプラン」、「経営健全化計画」による経営改革により、人件費、経費が大幅に減少するなどし、黒字を計上することができるまで収支構造を改善してきました。

市バス事業

- 平成12年度に過去最大の経常赤字52億円を計上、平成14年度には過去最大の累積欠損金163億円を計上するなど、厳しい経営状況となっていました。
- 平成20年度決算において財政健全化法に基づく「経営健全化団体」となり、「経営健全化計画」を策定しましたが、平成24年度決算で計画より3年前倒しで経営健全化団体から脱却を果たしました。
- その後、平成25年度に累積欠損金を、平成26年度に累積資金不足を解消し、以降、京都市の一般会計からの任意の財政支援を受けない「自立経営」を継続しています。



市バス事業の収支構造の変化

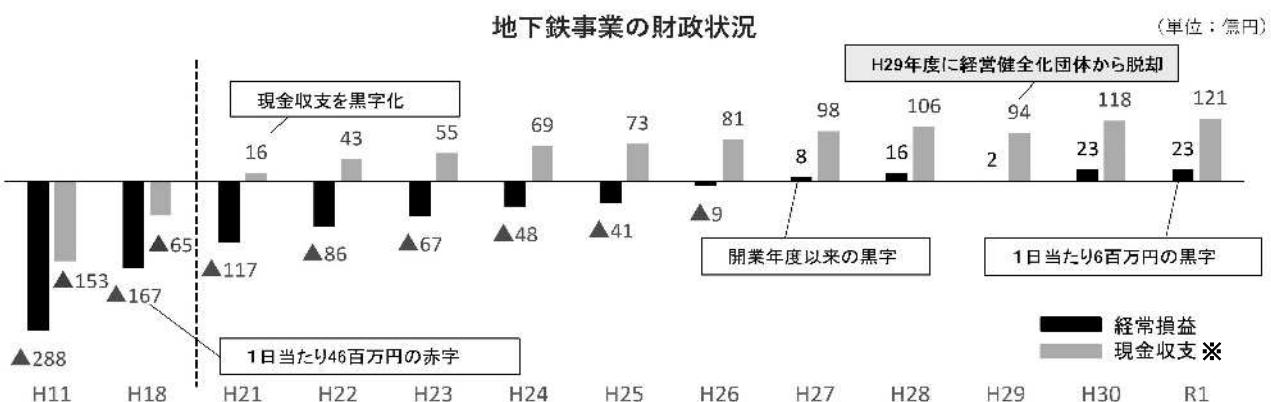


※ ()は一般会計からの任意の財政支援の額

経常収入は京都市の一般会計からの任意の財政支援をなくすことで減少しましたが、経常支出では、経営健全化の取組（バス運転士への新給料表の適用による給与引下げや、市バス運行業務等の民間委託「管理の受委託」の推進など）により、人件費、経費の合計を大幅に削減することで、収支の黒字化を達成しました。

地下鉄事業

- 平成18年度には1日当たり4,600万円の赤字を計上するなど、厳しい経営状況が続いていました。平成20年度決算において財政健全化法に基づく「経営健全化団体」となり、「経営健全化計画」を策定しました。
- この計画に基づき、収入増加策やコスト削減策に取り組み、平成21年度以降、現金収支の黒字を継続、平成27年度には開業年度以来の経常黒字を計上し、増客等による経営改善により、予定していた運賃改定（5%）を回避することができました。
- 平成29年度決算で、計画より1年前倒しで経営健全化団体から脱却するとともに、有利子負債（企業債等残高+累積資金不足）を大幅に削減しました。
(平成20年度5,231億円→令和元年度3,750億円、11年間で1,481億円の削減)

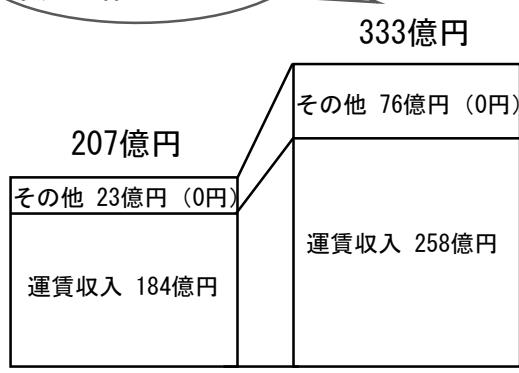


※ 経常損益から、現金を伴わない減価償却費等を除いた収支のこと。地下鉄は建設に多額の投資を必要とすることから収支均衡に長期間を要する事業であり、多額の累積欠損金を抱えている。そのため、まずは現金収支の黒字化及び拡大を図ることで、企業債等の負債を着実に返済していくことが、健全経営に向け重要となる

地下鉄事業の収支構造の変化

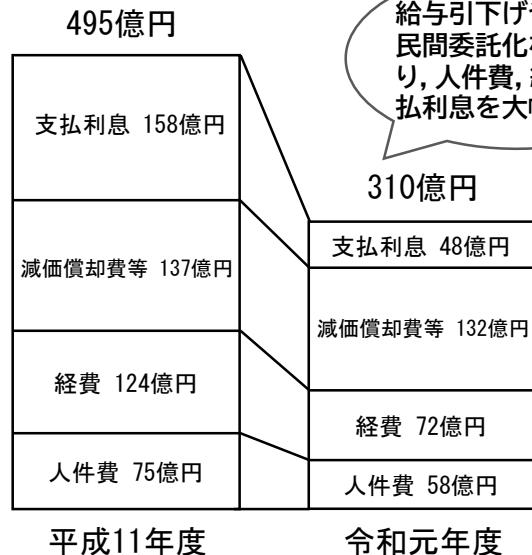
【経常収入】

延伸を含めたお客様数の増加により運賃収入は増加



【経常支出】

給与引下げや民間委託化などにより、人件費、経費、支払利息を大幅に削減



※ 端数調整により合計額が一致しない場合がある
※ () は一般会計からの任意の財政支援の額

経常収入は延伸を含めたお客様数の増加等により増加するとともに、経常支出では、経営健全化の取組（地下鉄運輸職員への新給料表の適用による給与引下げや、駅職員業務の民間委託の推進など）により、人件費、経費、支払利息を大幅に削減することで、収支の黒字化を達成しました。

(3) お客様数の増加と経営改善による利便性やサービスの向上

- こうした経営改善を背景に、市バスでは、58両の増車による路線（10系統）の新設、増便やバス停上屋などバス待ち環境の向上を、地下鉄では利用者の多い通勤・通学時間帯や夜間のダイヤの充実、烏丸線3駅への可動式ホーム柵の設置や駅トイレのバリアフリー化など、輸送力の増強、便利で快適な御利用環境の向上、安全対策の推進、お客様接遇サービスの向上など、様々な利便性やサービスの向上を図ってきました。
- また、運賃面においては、消費税率の引上げによる改定を除き、市バスでは25年間、地下鉄では16年間運賃を据え置く一方、京都バス、西日本ジェイアールバスと連携した均一運賃区間の拡大をはじめ、トラフィカ京カードやICカードによる乗継割引の導入・拡充など、運賃・乗車券制度を充実してきました。

■ 輸送力増強と便利で快適な御利用環境の向上

市バス事業

- 通勤・通学時間帯の増便や沿線地域の市バス利用促進の取組に応えた路線の新設及び増便などによる生活路線の利便性向上
- 市民生活と観光との調和に向けた混雑対策のため、車両増車、路線新設、ダイヤの拡充など輸送力の増強
- バス停上屋、バス接近表示器、ベンチ、バスの駅などバス待ち環境の向上
- バス車内案内モニターの増設及び多言語化などの利便性向上

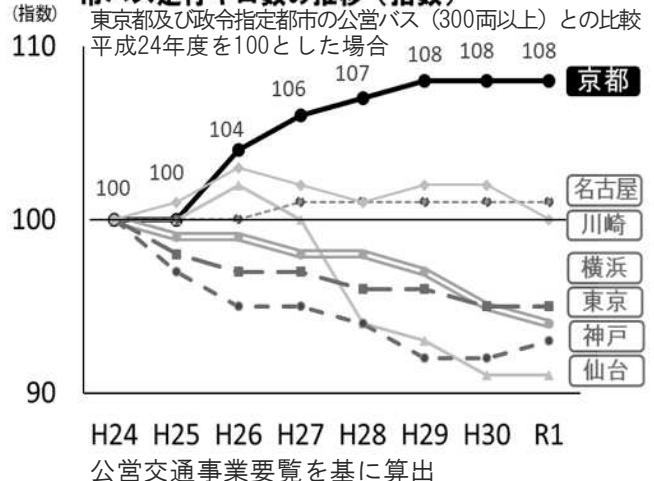
【バス待ち環境の整備状況(R3.4.1時点)】

バス停上屋	累計	656箇所
バス接近表示器	累計	550箇所
ベンチ	累計	889箇所
バスの駅	累計	69箇所
バス停照明	累計	1,183箇所

【市バスにおける輸送力増強の取組】

○ 車両数	平成24年度	764両	+58両
	令和元年度	822両	
○ 系統数	平成24年度	74系統	+10系統
	平成29年度	84系統	

市バス走行キロ数の推移(指數)



地下鉄事業

- 通勤・通学等の利便性向上に向けた増便、夜間ダイヤの充実、最終列車の全方向乗継（シンデレラクロス）、毎週金曜日の終電延長（コトキン・ライナー）の実施など、輸送力の増強
 - 烏丸線 10便増便（平日）
 - 東西線 6便増便（平日）
このほか、京阪車両による太秦天神川～びわ湖浜大津間の直通列車を増便
- トイレのバリアフリー化の推進（全駅で段差を解消）
- 車両の案内表示装置の多言語化、優先座席エリアのリニューアルなどの利便性向上

■輸送の安全確保を最優先とした安全対策の推進

市バス事業

- ドライブレコーダー、運転情報システムの全車導入、安全運転訓練車の導入、安全運転セミナー等による事故防止に向けた取組を推進しました。



【安全運転訓練車】

地下鉄事業

- 烏丸線3駅への可動式ホーム柵の設置、駅ホームへの車掌用モニターの増設、駅出入口への止水板の設置などの安全性向上の取組を行いました。



【可動式ホーム柵／烏丸御池駅】

両事業共通

- 運輸安全マネジメントに基づく事故防止の徹底により、市バスでは令和2年度の走行キロ当たりの有責事故件数が運輸安全マネジメントを本格的に開始した平成19年度以降、過去最低となり、地下鉄では開業以来有責による運転事故は生じていません。

■お客様接遇サービスの向上

交通サポートマネージャーの養成、役付職員の添乗調査等による接遇レベルの向上、京都市バスおもてなしコンシェルジュによる案内活動の拡充など、お客様目線に立った、より質の高いサービスの提供に取り組んできました。

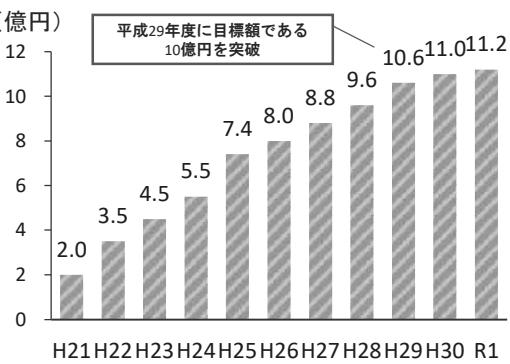
■駅ナカビジネスの拡充による利便性向上

地下鉄を御利用になるお客様の利便性向上と、地下鉄事業の增收・増客のために平成19年度から駅ナカビジネスの拡充に取り組み、令和元年度には年間収入11.2億円まで拡大、運賃以外の収入の大きな柱となっています。

➤ 駅ナカ商業スペースの整備 (R3.4.1時点)

- Kotochika 四条 (H22.10) 喫茶、生花など10店舗 (億円)
- Kotochika 御池 (H23.5) ベーカリー、コンビニなど6店舗
- Kotochika 京都 (H24.9) 飲食、スイーツなど15店舗
- Kotochika 山科 (H26.10) ベーカリー、惣菜など4店舗
- Kotochika 北大路 (H30.3) コンビニ、ドラッグストア2店舗

駅ナカビジネス収入



➤ コンビニ・売店等 (R3.4.1時点)

- 國際会館
- 今出川
- 竹田
- 北山
- 丸太町
- 三条京阪
- 京都市役所前

■ 運賃は据え置きつつ、乗車券制度を充実

- 地下鉄事業において、経営健全化計画（平成22年3月策定）で見込んでいた運賃改定を回避するなど、消費税率の引上げ等※による改定を除き、
 - ・市バスでは平成8年度以来25年間
 - ・地下鉄では平成17年度以来16年間運賃を据え置いています。
※ 市バスの調整運賃区間においては、先行する民間バス事業者に合わせて改定
- バス一日券については、平成12年度に700円であったものを規制緩和対策で500円に値下げし、18年間据え置いていましたが、平成30年3月に600円、令和3年10月に当時の価格である700円に戻し、価格適正化を図っています。
- 市バス均一運賃区間の拡大をはじめ、トラフィカ京カードやICカードによる乗継割引の導入・拡充等、運賃・乗車券制度の充実を図ってきました。
- また、均一運賃区間の拡大に伴い、バス一日券や定期券の利用範囲も拡大されるなど、利便性が飛躍的に向上しました。

➤ 均一運賃区間の拡大

嵯峨・嵐山地域 (H26.3)

190円～270円 ⇒ 均一運賃220円（現在230円）

岩倉・修学院地域 (H28.3)

160円～360円 ⇒ 均一運賃230円

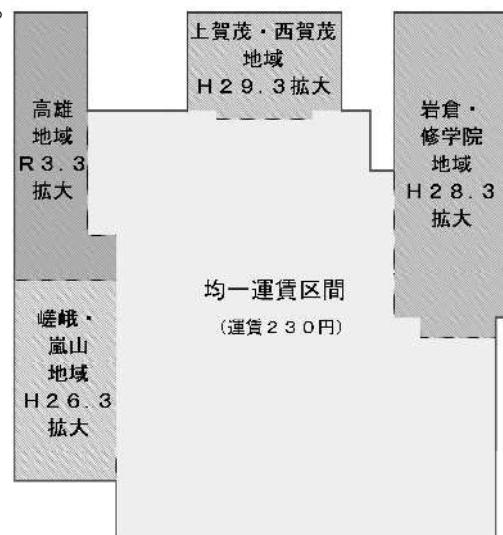
上賀茂・西賀茂地域 (H29.3)

160円～230円 ⇒ 均一運賃230円

高雄地域 (R3.3)

160円～530円 ⇒ 均一運賃230円

市バス均一運賃区間の拡大状況



➤ トラフィカ京カードによる乗継割引の実施

区分	平成16年3月導入時	平成31年3月拡充時
バス↔バス	大人90円（小児40円）	大人120円
バス↔地下鉄	大人60円（小児30円）	（小児 60円）

➤ ICカードによる乗継割引の実施

区分	平成29年4月導入時
バス↔バス	大人90円（小児40円）
バス↔地下鉄	大人60円（小児30円）

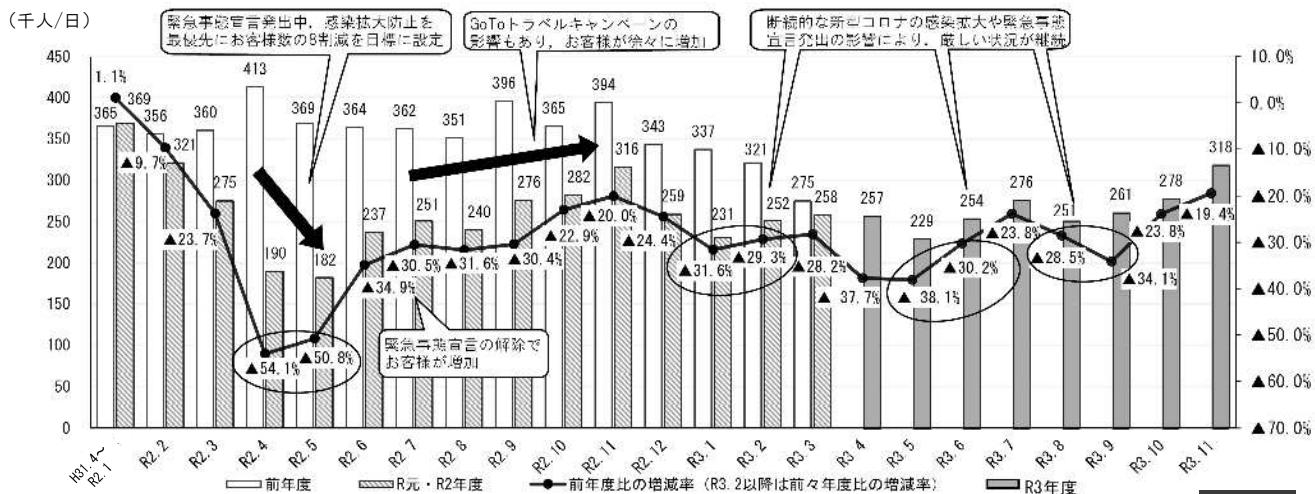
3 新型コロナウイルス 感染症の影響による 経営悪化と緊急の対策

- 平成31年3月に策定した経営ビジョン（2019-2028）では、老朽化に伴う車両・設備の更新費用等について、計画期間中に市バスで220億円、地下鉄で740億円と多額の投資が見込まれるとともに、全国的なバス運転士・整備士の担い手不足の影響による市バス運行業務等に係る委託料の大幅な増加や、地下鉄では、約3,800億円もの有利子負債を抱えるなど、今後も厳しい経営状況が続くことが想定されていました。
- こうした中、公共交通優先のまちづくりの推進や堅調な観光利用によるお客様数の増加（計画期間中に1日当たり市バスで1万人、地下鉄で1.3万人の増客）等を見込んだうえではありますが、制度に基づくものを除き、一般会計からの任意の財政支援や運賃改定を見込むことなく、これまでのサービス水準を維持しながら、何とか運行を継続していくこととしていました。
- 令和2年1月までは前年度と比べお客様数も増加していましたが、同年2月以降、新型コロナウイルス感染症が拡大し、同年4月に緊急事態宣言が初めて発出されて以降、令和4年1月までに計4回も発出されるなどその影響は大きく、京都を訪れる観光客の減少や外出の自粛などにより、お客様数は大幅に減少しました。
- 本市は、市民の皆様に加え、観光での御利用が多く、また学生のまちでもあるという特性から、他都市と比べてもお客様数への影響が大きく、令和2年度の両事業の運賃収入は、対前年度比約150億円（約33%）の減収となり、令和3年度においても、11月末までの両事業のお客様数は、令和元年度比で約30%の減少となっています。
- こうした危機的な状況を踏まえ、令和2、3年度において、事業の中止等による経費削減（両事業で約14億円）等を行いましたが、この間の大幅な減収を埋めるには及ばず、令和2年度は、市バス事業で48億円、地下鉄事業で54億円の大幅な赤字となりました。また、市バス事業においては、全ての系統が赤字となり、地下鉄事業においては、財政健全化法に基づく経営健全化団体となるなど、市バス・地下鉄事業の経営環境が激変しました。

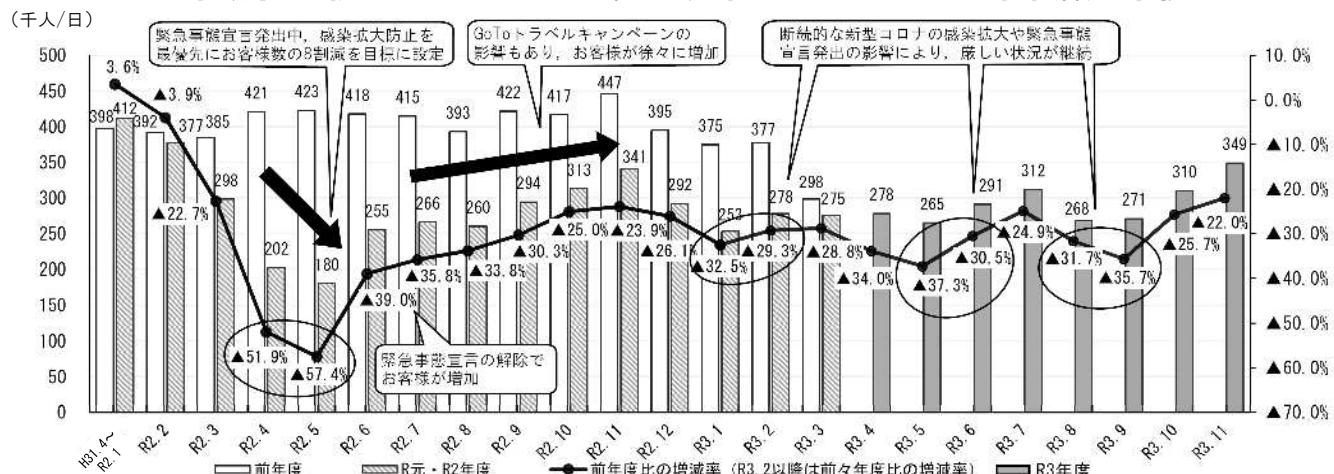
（1）お客様数及び運賃収入への影響

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年2月以降お客様数が大幅に減少し、令和3年度に入っても大幅な減少が続いている。
- 令和2年度は前年度と比べ、1日当たりのお客様数は市バス事業で10.9万人の減少、地下鉄事業で13.3万人の減少。運賃収入は市バス事業で61億円の減収、地下鉄事業で88億円の減収となり、両事業の経営に甚大な影響を及ぼしています。
- また、お客様数の大幅な減少に伴い、令和2年度の市バス各系統の営業成績を表す「営業係数」※については、82系統全てが赤字となりました。
※ 100円の収入を得るために要した費用を示す指標であり、100未満であれば黒字系統、100を超える場合は赤字系統であることを示す
- さらに、広告料収入、駅ナカビジネス収入も、コロナ禍の社会情勢の変化の影響を受け、収入が大きく減少しています。

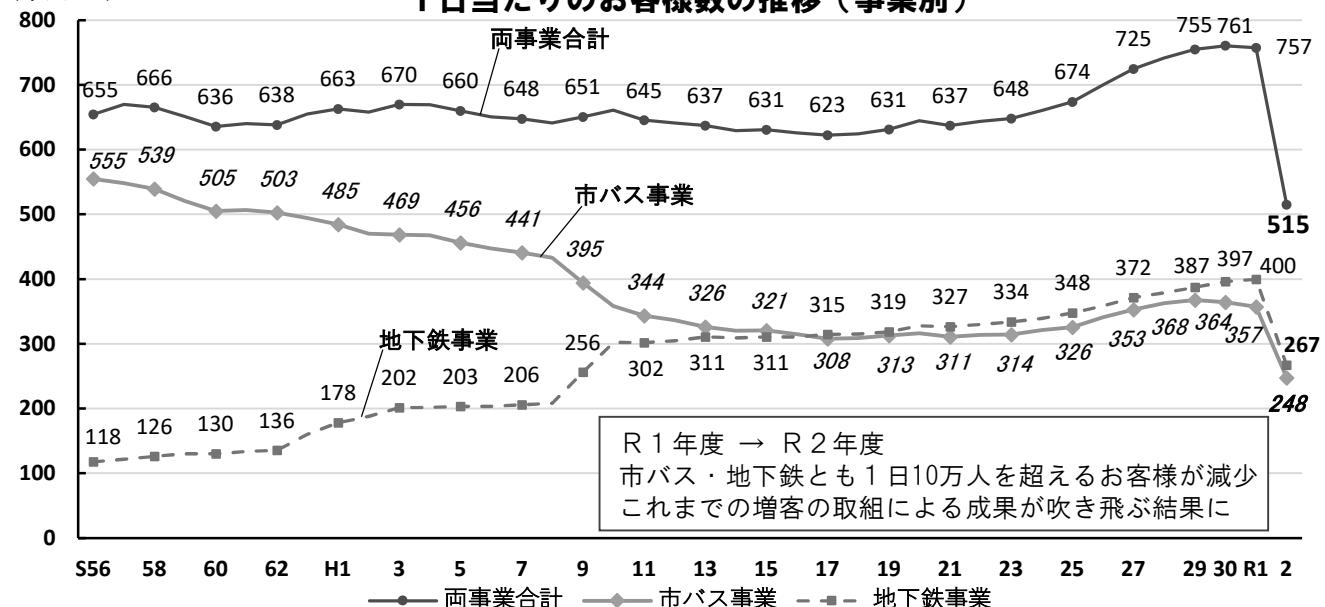
市バス事業 新型コロナウイルス発生以降の1日当たりのお客様数の推移



地下鉄事業 新型コロナウイルス発生以降の1日当たりのお客様数の推移



1日当たりのお客様数の推移（事業別）



※ S56年度の地下鉄事業は営業日数（307日）の1日平均であり、両事業合計は年（365日）の1日平均である

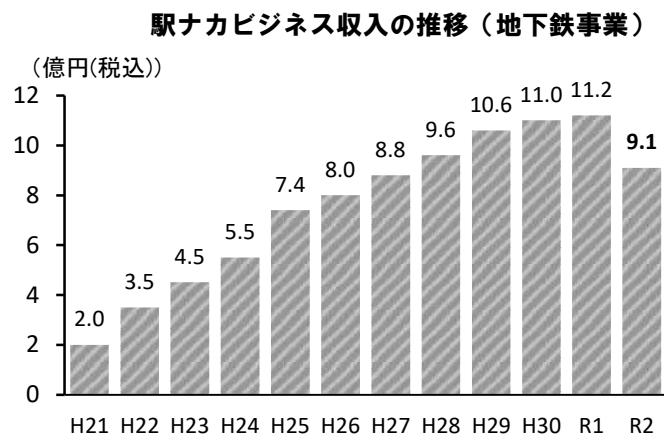
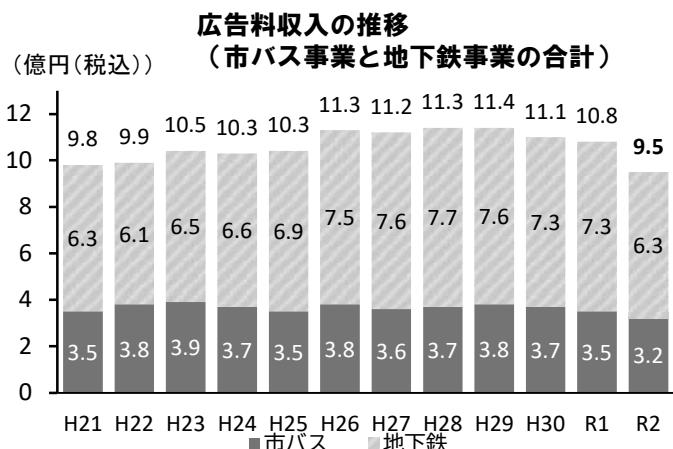
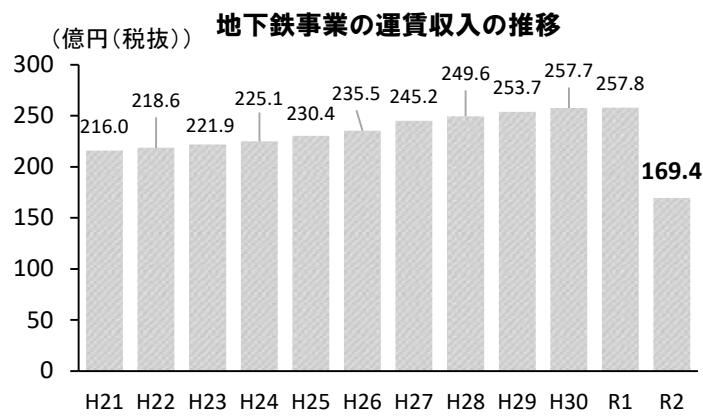
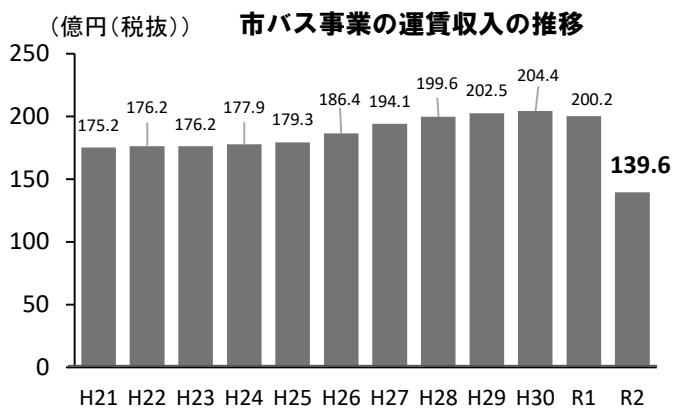
※ 端数調整により合計値が一致しない場合がある

京都市内年間宿泊者数の推移



※ 調査手法の変更により、令和元年以降の数値は平成30年までの数値と時系列による単純比較はできない

「観光客の動向等に係る調査」 令和2年(2020年)/京都市産業観光局 より

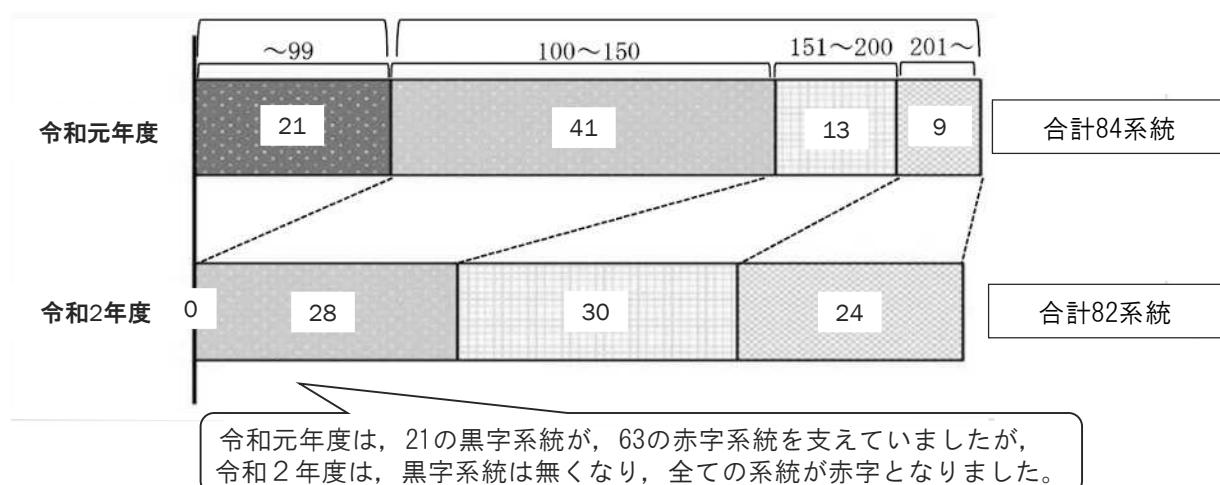


※ 端数調整により合計額が一致しない場合がある

市バス各系統の営業係数 ※

黒字系統（営業係数100未満）

赤字系統（営業係数100以上）



※ 100円の収入を得るために要した費用を示す指標であり、100未満であれば黒字系統、100を超える場合は赤字系統であることを示す

(2) 危機的状況を踏まえた緊急の事業見直し（令和2、3年度）

この危機的な状況を少しでも改善させるため、日々の安全運行や新型コロナウィルス感染症対策はしっかりと行ったうえで、あらゆる事業を点検し、事業の中止、規模縮小、延期を実施し、令和2年度には約5億円、令和3年度には約9億円の経費削減を行いました。

	市バス事業	地下鉄事業
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 市バス旅客流動調査及びお客様アンケート調査の延期 “おもてなしコンシェルジュ”による案内活動の規模縮小 手ぶら観光や地下鉄・バスを組み合わせた観光ルートPRの中止 大型手荷物に対応したバス車両の導入拡大の中止 観光に便利な系統の新たな車両デザインの導入の中止 バス待ち環境の整備規模の縮小 市バス謎解きイベントの中止 その他経費の削減 	<ul style="list-style-type: none"> 手ぶら観光や地下鉄・バスを組み合わせた観光ルートPRの中止 四条駅南改札口の改集札機の増設の延期 醍醐保守事務所他外壁・屋上防水工事の延期 竹田車両基地検車棟屋根他 塗装改修工事の延期 その他経費の削減
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 御利用状況に見合ったダイヤの見直し（通勤・通学時間帯の足を確保したうえで、観光利用の増加を受け増便・新設してきた系統の昼間時間帯のダイヤを見直し） 均一運賃区間の全系統への前乗り後降り方式の拡大の延期 バス待ち環境の新規整備の延期（バス停上屋、バス接近表示器、バスの駅） バス車両更新費の平準化（リースによるバス車両の調達、車両購入計画の見直し） バス車両特別清掃の見直し 新規採用バス運転士に対する大型二種免許取得費用の助成方法の見直し “おもてなしコンシェルジュ”による案内活動の規模縮小 職員の給与減額措置 時間外勤務の縮減 その他経費の削減 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥丸線全駅への可動式ホーム柵設置に向けた車両改造の延期 運行情報等お知らせモニターの設置延期 コトキン・ライナーの休止 保守管理費の削減 交通・観光案内経費の削減 職員の給与減額措置 時間外勤務の縮減 その他経費の削減

◇ 延期している事業の今後の予定

経営ビジョン（2019-2028）等で予定していた取組のうち、多額の費用を要するものや安全運行に直接関わらない以下の事業については、当面の間延期することとしています。今後の事業実施予定をお示しすべきところですが、新型コロナウィルス感染症の影響により危機的な経営状況にある中、現時点でお示しすることは困難です。実施する方針に変更はありませんが、実施時期については、今後の経営状況の回復を見ながら判断していきます。

- ・鳥丸線全駅への可動式ホーム柵の設置
- ・市バス均一運賃区間の全系統への前乗り後降り方式の拡大
- ・地下鉄運行情報等お知らせモニターの設置

(3) 各種割引乗車券の見直し

新型コロナウィルス感染症拡大前からの経営課題であった、市バスのお客様1人当たりの乗車運賃が他都市と比べて低いこと、御利用頻度にかかわらず全国10種類のICカードで乗継割引を適用していること、トラフィカ京カード等の磁気カード市場が縮小していること等の諸課題に対応するため、次のとおり、市民の皆様をはじめとした御利用頻度の高いお客様を中心としたサービスへの見直しを行います。

【一日券類の価格改定（令和3年10月実施）】

	旧価格※	新価格※	備考
バス一日券	600円	700円	平成12年当時の価格は700円
地下鉄・バス一日券	900円	1,100円	平成30年当時の価格は1,300円
地下鉄・バス二日券	1,700円	廃止	磁気カードの縮小方針により廃止
地下鉄一日券	600円	800円	5区(360円)の往復より安価であることを是正

※ 価格は大人の発売額のみ記載、小児は大人の半額

【各種割引乗車券等からポイントサービスへの転換（令和5年4月実施）】

- 市民の皆様が多く御利用されているICカード「ICOCA」、「PiTaPa」限定で、事前に登録いただくことにより、市バス、京都バス、地下鉄の御利用を対象に、御利用頻度の高いお客様にポイントを還元します。
(ICOCAはポイント付与、PiTaPaはポイント分を差し引いた金額を引き落とし)
- 「ICOCA」の場合、還元されたポイントは、「ICOCA」電子マネーとしてチャージしていただくことにより、交通利用のほか、スーパーやコンビニなどの店舗でお買い物の際にも御利用いただけます。
- ポイントサービス導入に伴い、「トラフィカ京カード」、「昼間割引回数券（バス・地下鉄）」、「10種のICカードによる乗継割引」、「PiTaPaの利用額割引」、「バス・地下鉄連絡普通券」を廃止します。

【バス均一運賃とお客様1人当たり乗車運賃】東京都及び政令指定都市の公営バス（300両以上）との比較

	京都	仙台	東京	横浜	川崎	名古屋	神戸
均一運賃 A	230円	(均一なし)	210円	220円	210円	210円	210円
1人当たり 乗車運賃(税抜) B	154.46 円	173.18 円	154.58 円	152.38 円	161.44 円	132.94 円	152.50 円
Aに対するBの割合 (順位)	67% (5位)	—	74% (2位)	69% (4位)	77% (1位)	63% (6位)	73% (3位)

【地下鉄初乗り運賃とお客様1人当たり乗車運賃】公営地下鉄との比較

	京都	札幌	仙台	東京	横浜	名古屋	神戸	福岡
初乗り運賃 A	220円	210円	210円	180円	210円	210円	210円	210円
1人当たり 乗車運賃(税抜) B	173.68 円	171.82 円	166.95 円	136.22 円	168.11 円	154.52 円	177.39 円	167.28 円
Aに対するBの割合 (順位)	79% (6位)	82% (2位)	80% (5位)	76% (7位)	80% (3位)	74% (8位)	85% (1位)	80% (4位)

※ バス均一運賃、地下鉄初乗り運賃は令和4年1月14日時点（各都市ホームページより）

※ 1人当たり乗車運賃は令和2年度実績（公営交通事業決算調から算出）

(4) 国に対する公共交通維持・確保に向けた抜本的な支援要望

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、市バス・地下鉄事業が置かれている厳しい経営状況は、一交通事業者で解決できるものではないため、令和2年4月以降、国に対し、本市単独または全国の交通事業者と連携し、数次にわたり公共交通の維持・確保に向けた抜本的な支援を要望してきました。
- その結果、次の支援措置が創設されました。また、更なる支援制度の拡充を要望した結果、特別減収対策企業債の償還期間の延長及び令和4年度への継続が実現しました。

➤ 地域公共交通感染症拡大防止対策に係る補助制度

地域公共交通事業者が行う、車両の抗ウイルス・抗菌対策や駅の衛生対策など、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に対する補助制度

令和2年度交付実績：市バス事業30百万円

令和3年度交付見込：市バス事業22百万円

➤ 特別減収対策企業債

新型コロナウイルス感染症の影響により、公営企業において大幅な収入減が発生している状況を受け、公営企業の資金繰りを円滑にするため、利用者の減少等により資金不足が発生または拡大する団体に対して、当面の資金繰り支援として、国が特例措置として企業債の発行を認める制度（償還期間15年以内（令和3年度から、15年により難い事情がある場合は15年超も可能）、利息負担の1/2を一般会計から繰り出すことができ、その80%を特別交付税措置）

令和2年度発行実績：地下鉄事業6,584百万円

令和3年度発行見込：市バス事業1,356百万円、地下鉄事業5,119百万円

➤ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した一般会計からの支援

新型コロナウイルス感染拡大防止や経済活動の回復等、地方自治体が行う取組に対する国の臨時交付金

京都市（一般会計）では、民間事業者を含めた公共交通事業者に対して、感染拡大防止対策経費への補助及び運行継続に対する奨励金を交付

令和2年度交付実績：市バス事業544百万円、地下鉄事業757百万円

令和3年度交付見込：市バス事業429百万円、地下鉄事業700百万円

(5) 令和2年度決算及び令和3年度決算見込の状況

- 危機的な状況を踏まえた事業見直しや国の支援策の活用を行ったものの、運賃収入の大幅な減収を埋めるには及ばず、令和2年度決算は、両事業ともに大幅な赤字となり、市バス事業では、全系統が赤字になりました。また、地下鉄事業では、累積資金不足が371億円となり、財政健全化法に基づく経営健全化団体となりました。
- 令和2年度決算
 - 市バス事業 経常損益▲48億円（平成14年度以来の赤字）
 - 地下鉄事業 経常損益▲54億円（平成26年度以来の赤字）
 - ※「経営健全化団体」に該当
- 令和3年度もお客様数の大きな回復は見込めず（対令和元年度比 市バス▲29.5%，地下鉄▲30.2%（令和3年4～11月）），両事業ともに令和2年度同様、大幅な赤字となる見込みです。
- 令和3年度決算見込
 - 市バス事業 経常損益▲45億円
 - 地下鉄事業 経常損益▲45億円

4 持続可能な安定経営に向けた経営健全化策

- 市バス・地下鉄は、市民の暮らしや経済活動を支えるとともに、京都を訪れる方々の便利な交通手段として、多様な都市活動を支える都市基盤として、何としても将来にわたり存続させなければなりません。
- また、こうした厳しい経営状況においても、今後、多額の費用が見込まれる、更新時期を迎える老朽化した車両・設備の維持更新については、交通事業者の最大の責務である輸送の安全を確保するためには欠かすことができず、計画的に行う必要があります。
- 現在、市バス・地下鉄事業は新型コロナウイルス感染症拡大によるお客様数の大幅な減少により、このままでは事業の存続が困難な状況にあり、今後新たな経営健全化策を実施せず、現状のまま事業運営を続けると、両事業の経営は立ち行かなくなり、運行を継続することができなくなります。
- 長年にわたり市民の皆様に親しまれている、市域を東西南北に貫く交通の大動脈である地下鉄と、市内にきめ細かに張り巡らせた市バス路線のネットワークを将来にわたって維持していくため、経費削減策や収入増加策などの経営健全化の取組を推進し、持続可能な安定経営を目指します。

【事業運営の基本方針】

今後の事業運営に当たっては、経営ビジョン（2019-2028）に掲げた「市民の暮らしとまちを支える」という役割や「経済性を發揮しつつ、公共の福祉の増進を図る」こと、「事業の根幹である安全・安心を最優先に両事業が一体となって質の高い便利で快適なサービスの提供」、「『歩くまち・京都』の推進など、SDGs実現に向けたまちづくりへの貢献」、「コンプライアンス意識の向上など組織力、職員力の向上」等の経営の基本的な考えに変わりはなく、これらに基づき取組を推進します。

◇ 安全運行維持のための車両・設備の維持更新

- 交通事業者の最大の責務である輸送の安全を確保し、お客様に安全・安心に御利用いただくためには、適切な車両・設備の維持更新は欠かすことができません。
- 今後も極めて厳しい経営状況となることが見込まれるため、安全運行に関わらないものは一定見直しを図りますが、更新時期を迎える老朽化した車両・設備の維持更新は計画的に行う必要があります。

経営ビジョン（2019-2028）における車両・設備更新費用等見込額

市バス事業

項目名	金額（税込）	説明	項目名	金額（税込）	説明
バス車両	約130億円	18年を基本として更新（更新車両数530両）	地下鉄車両	約270億円	新型車両、車両機器、検修機器の更新等
バス待ち環境	約15億円	バス接近表示器、バス停上屋の更新等	信号保安設備	約200億円	運行管理設備、ATC装置の更新等
バス車内設備	約30億円	運賃箱、車載無線機の更新、車内モニター、フルカラーLED行先表示器の導入	電力設備	約140億円	電力管理設備、変電所設備、電気室設備、エレベーター・エスカレーターの更新等
営業所設備改修等	約25億円	建物外壁・屋上、バス整備設備、運行管理システムの改修等	情報通信設備	約30億円	自動出改札設備、券売機・精算機の更新等
IC機器関係等	約20億円	データサーバ、定期券発行機改修等	その他	約100億円	駅出入口、駅空調、衛生設備、IC機器、駅ナカ改修等
合計	約220億円		合計	約740億円	

(1) 今後のお客様動向見込み

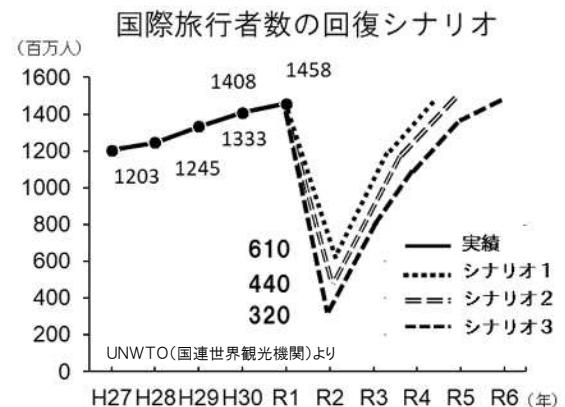
計画を策定するうえでの収支の基礎となる今後のお客様動向について、以下のとおり見込みます。

○定期（通勤・通学定期での御利用）

- 通勤定期は、新型コロナウイルス感染症の影響が出て以降、概ね10%以上の減少が続く中、令和3年4～11月には市バスで約▲15%，地下鉄で約▲14%であることや、テレワークなど新たな生活様式の定着等により、今後、令和元年度比▲15%のまま回復しないと見込む。
- 通学定期（大学生）は、令和3年4～11月においても大幅な減少（市バスで約▲49%，地下鉄で約▲37%）が続いているが、新型コロナウイルス感染症の収束後は授業の多くが対面に戻ると見込むものの、令和8年度に令和元年度比▲15%までしか回復しないと見込む。
- 通学定期（小中高生）は、現時点では対面授業が基本となっていること、対象年齢人口の減少が推定されるものの、お客様数全体に占める割合が小さく、その影響は限定的であると考えられることから、今後は令和元年度の状況のまま推移すると見込む。

○定期外（普通券、ICカード、回数券、一日券など定期券以外での御利用）

- 国連世界観光機関による遅くとも「2024年（令和6年）に、全世界の国際旅行者数が2019年（令和元年）レベルに回復する」との予測を踏まえ、定期外における観光利用のお客様は、予測より更に2年後の令和8年度にほぼ回復すると見込む。
- 観光利用以外のお客様を含めた定期外全体では、令和4、5年度の回復は鈍く、令和6年度以降に回復基調が高まり、令和8年度に令和元年度比▲5%と見込む。



○敬老乗車証等での御利用

- 京都市の福祉施策として実施している敬老乗車証制度の見直し（交付年齢引上げや所得制限の導入、負担額の引上げ、敬老バス回数券導入等）による影響が、令和14年度まで段階的に現れ、市バスで令和元年度比▲24.5%，地下鉄で令和元年度比▲35.4%と見込む。

なお、定期を購入されなくなったお客様、敬老乗車証の対象とならないお客様のうち、一部の方が定期、敬老乗車証以外で市バス・地下鉄を御利用になると想定されることから、定期、敬老乗車証からの移行分を含めた実質的な定期外の減少率を、令和14年度に令和元年度比市バス▲3.8%，地下鉄▲1.9%と見込む。

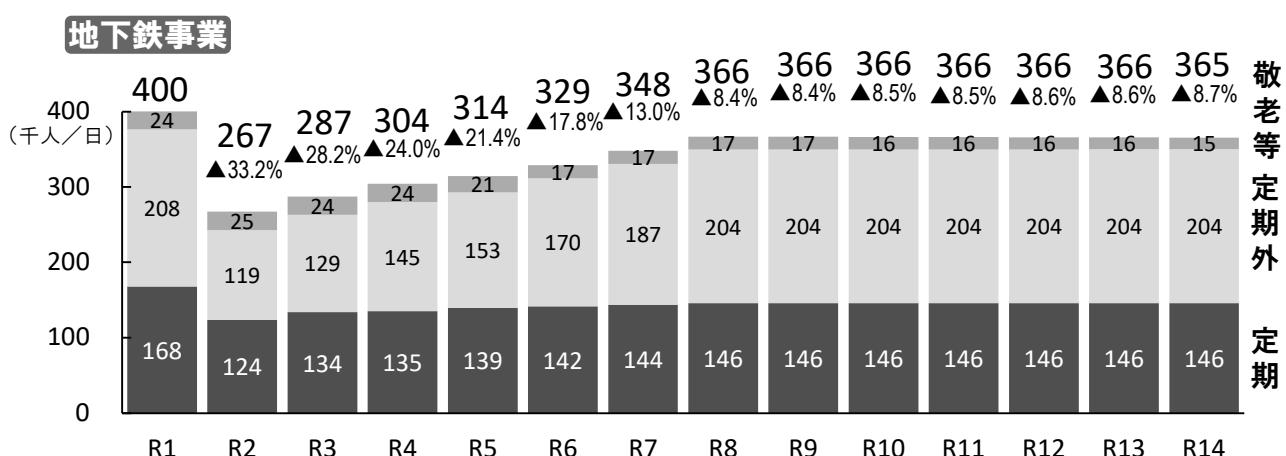
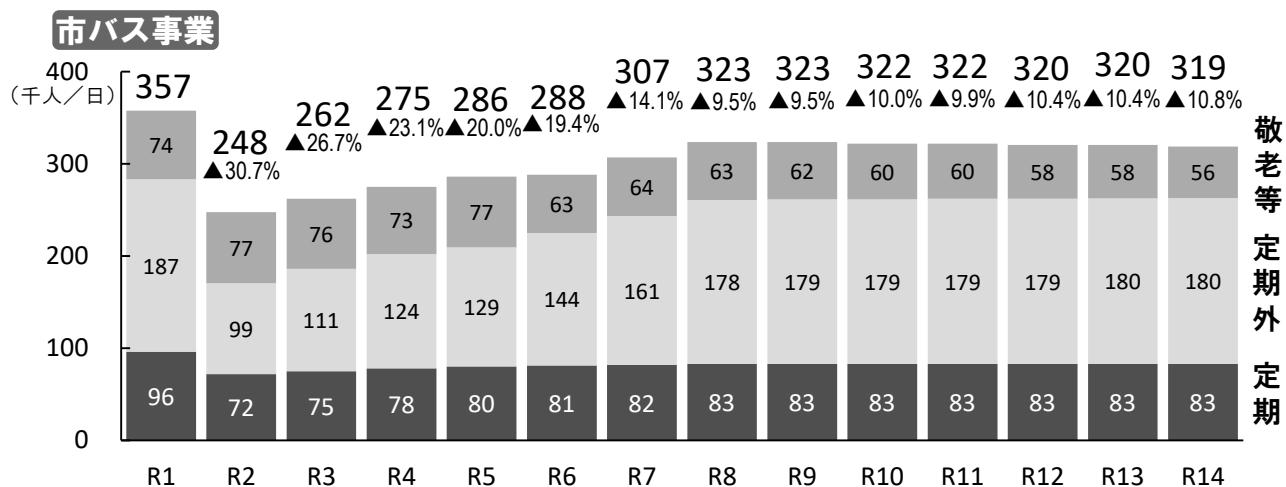
【券種別のお客様数見込み】

券 種		お客様数見込み (令和元年度比)			定期、敬老乗車証の減少分の一部が定期外へ移行することを含めた実質的な減少率	
定期	通勤	令和8年度時点 ▲15%	合計 市バス ▲13.9% 地下鉄 ▲13.3%			
	通学（大学生）	〃 ▲15%				
	通学(小中高生)	〃 ±0%				
定期外		令和8年度時点 市バス・地下鉄 ▲5%	令和14年度時点 市バス ▲3.8% 地下鉄 ▲1.9%			
敬老乗車証等		令和14年度時点 市バス ▲24.5% 地下鉄 ▲35.4%	—			

※ 敬老乗車証のお客様数については、保健福祉局の試算を基に算出

【年次別 お客様数見込みの推移】

今後のお客様数の推移について以下のとおり見込むものの、その動向は不透明であるため、計画期間の最終年度である令和10年度の見込み数値を達成すべき目標としてお客様増加策に取り組むとともに、更なる増客を目指します。



※ 端数調整により合計値が一致しない場合がある

◇ 現状のまま事業運営を続けた場合の収支見通し（市バス事業）

今後のお客様動向見込み（P17, 18参照）を基に、新たな経営健全化策を実施せず、現状のまま事業運営を続けた場合

- 経常損益は、お客様数の回復により令和3年度の大幅な赤字から一定赤字幅が縮小するものの、令和20年度においても36億円の赤字となり、その後も黒字に転じることはありません。
- 累積資金不足は、経常損益が赤字のまま推移することなどで、毎年度資金不足が生じるため、増加し続けます。これにより資金不足比率は令和6年度に経営健全化基準である20%以上となり経営健全化団体となり、以降も経営健全化団体からの脱却は見込めません。
- このような経営状況が続くと、市バスの運行を継続することはできません。

(単位 億円)

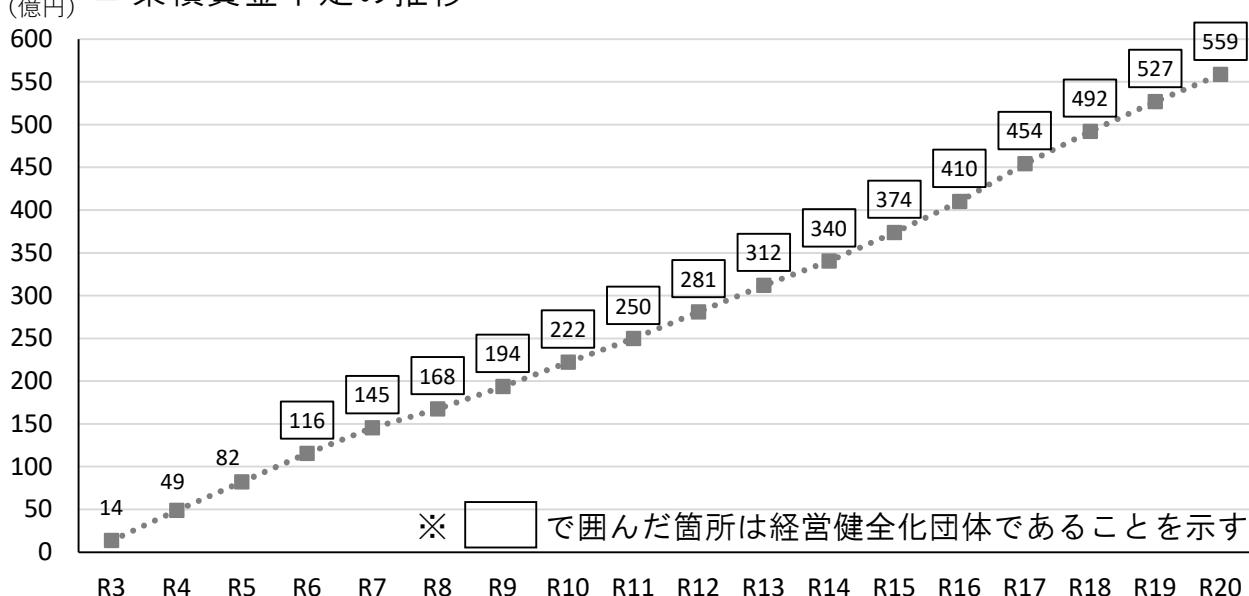
区分	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
運送収益		148	157	160	163	175	185	185	184	184
経常損益※1		▲45	▲41	▲40	▲42	▲34	▲23	▲24	▲24	▲24
累積資金不足※2		14	49	82	116	145	168	194	222	250
資金不足比率※3		—	—	19.6%	38.4%	52.1%	60.7%	74.8%	92.3%	109.0%
区分	年度	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
運送収益		183	184	183	183	183	183	183	183	183
経常損益		▲27	▲28	▲31	▲35	▲34	▲37	▲36	▲36	▲36
累積資金不足		281	312	340	374	410	454	492	527	559
資金不足比率		128.2%	146.6%	164.8%	184.6%	205.9%	231.5%	253.7%	273.6%	290.1%

※1 企業の一事業年度における経常的な事業活動から生じる利益または損失のことで、プラスの場合は利益(单年度黒字)を、マイナスの場合は損失(单年度赤字)を表す

※2 日常の運転資金の不足額のこと、長期的な借入である特別減収対策企業債残高を除き、支払に支障を来さないよう金融機関などから一時的に借り入れている金額のこと

※3 公営企業の事業規模（運賃収入等）に対する資金不足の比率（累積資金不足÷営業収益で算出）で、経営状態の悪化の度合いを示す指標。この比率が基準（20%）以上になれば「経営健全化団体」となる

■ 累積資金不足の推移



◇ 現状のまま事業運営を続けた場合の収支見通し（地下鉄事業）

今後のお客様動向見込み（P17, 18参照）を基に、新たな経営健全化策を実施せず、現状のまま事業運営を続けた場合

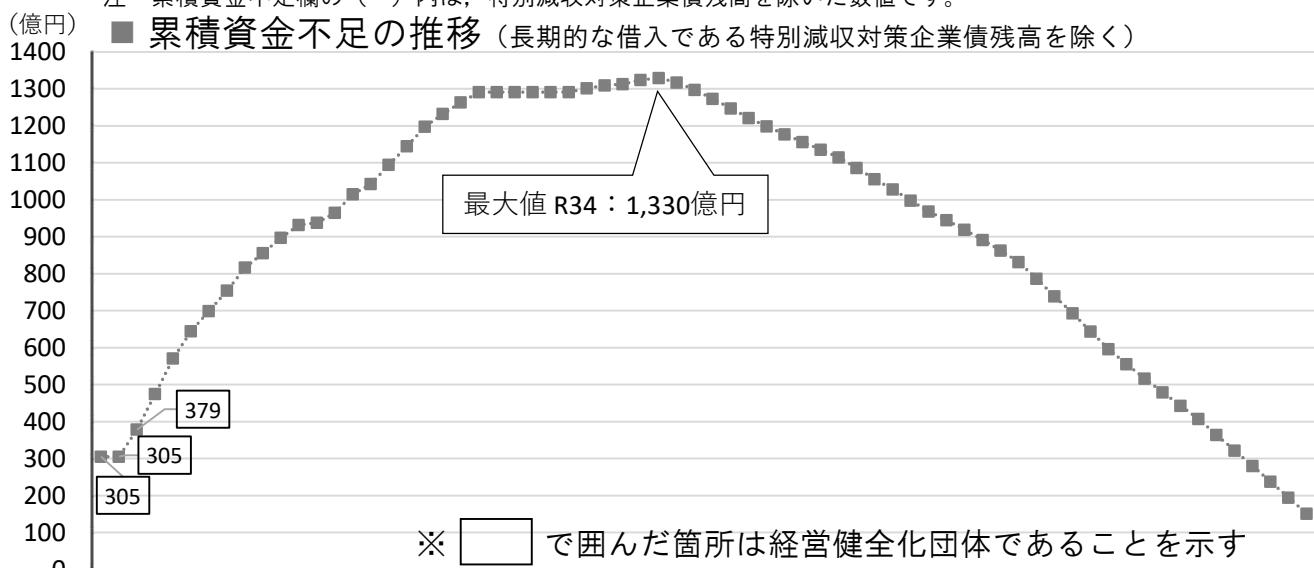
- 経常損益は、お客様数の回復により令和3年度の大幅な赤字から一旦改善するものの、その後、国の制度に基づく一般会計補助金※が減少することにより悪化し、令和20年度においても44億円の赤字となり、その後も長期にわたり赤字が続きます。
※一部の建設企業債の利息に対して発行することができる企業債（特例債）の元利償還に合わせて一般会計から受ける補助金
- 資金不足比率は、令和6年度には20%未満となり経営健全化団体からは脱却※するものの、累積資金不足（特別減収対策企業債残高を除く）は、経常損益が赤字のまま推移することや企業債等の元金償還が多額に上ることから、毎年度資金不足が生じ、令和34年度まで増加し続けます。最大値は経営ビジョン（2019-2028）で見込んでいた726億円を遥かに超え、令和34年度には1,330億円にまで増大し、不足する運転資金の調達が困難な状況となります。
※ 地下鉄や下水道事業は、建設に巨額の投資を必要とするため、事業開始後一定期間は資金不足が生じるという事業特性があり、このため、将来的に解消が見込める資金不足については、資金不足比率の算定から除外することとなっています。これにより、一定規模の累積資金不足を抱えた状態でも経営健全化団体から脱却することができます。
- このような経営状況が続き、資金調達が滞れば、地下鉄の運行を継続することはできません。

(単位 億円)

区分	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
運輸収益		181	194	200	214	229	242	243	242	242
経常損益		▲45	▲54	▲50	▲30	▲16	▲1	1	▲3	▲10
累積資金不足		422 (305)	484 (305)	557 (379)	653 (475)	750 (571)	816 (644)	864 (699)	913 (754)	969 (817)
資金不足比率		36.4%	40.6%	35.1%	—	—	—	—	—	—
区分	年度	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
運輸収益		242	242	242	242	242	242	242	242	242
経常損益		▲13	▲22	▲27	▲36	▲35	▲39	▲40	▲41	▲44
累積資金不足		1,002 (856)	1,027 (898)	1,042 (932)	1,042 (939)	1,062 (965)	1,105 (1,015)	1,133 (1,043)	1,186 (1,095)	1,236 (1,145)
資金不足比率		—	—	—	—	—	—	—	—	—

注 累積資金不足欄の（ ）内は、特別減収対策企業債残高を除いた数値です。

■ 累積資金不足の推移（長期的な借入である特別減収対策企業債残高を除く）



(2) 市バス・地下鉄を安定的に維持していくための財政目標

現状のまま推移すれば、市バス・地下鉄ともに運行を継続することができなくなります。両事業の持続可能な安定経営を図るために、更なる経費削減や収入増加など、経営健全化策を着実に推進していくことが必要です。

今回策定する経営ビジョン【改訂版】(2021-2028)では、将来にわたり安定した事業運営を継続していくための財政上の目標を以下のとおり設定し、その達成に向け全力で取り組みます。

両事業共通

- 安定経営を図るうえで基本となる経常損益^{※1}の黒字化について、早期に達成すること
- 一般会計から任意の財政支援を受けない運営を継続すること

市バス事業

- 経営健全化団体^{※2}となることを回避すること

地下鉄事業

- 早期に経営健全化団体^{※2}から脱却すること
今後、一定のお客様数の回復が見込まれることで、新たな経営健全化策を実施しなくても、令和6年度に経営健全化団体からの脱却が見込まれますが(P17, 18, 20参照)，長期的な安定経営の見通しが立つものではありません。
あらゆる経営努力に取り組み、更なる前倒しを目指します。
- 特別減収対策企業債残高を除く累積資金不足^{※3}の最大値を900億円以下に抑制すること

不足する運転資金を賄うには、一時的な短期借入金の調達、返済を繰り返し行うという不安定な資金調達を行う必要があります。この資金調達が滞れば事業継続ができないため、累積資金不足の最大値は一定の水準以下に抑制しなければなりません。累積資金不足は年度末時点の不足額を表す指標のため、一時的借入金として調達が可能であると考えられる1,000億円程度を基に、年度途中に増大する資金需要を勘案し、長期的な借入である特別減収対策企業債残高を除く累積資金不足の最大値を900億円以下とします。

新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度においても、年間の運賃収入258億円を上回る305億円の累積資金不足を抱えていましたが、その約3倍もの短期借入を行なながら、運営を行うこととなります。

※1 企業の一事業年度における経常的な事業活動から生じる利益または損失のことで、プラスの場合は利益(単年度黒字)を、マイナスの場合は損失(単年度赤字)を表す

※2 財政健全化法に基づき、資金不足比率が経営健全化基準(20%)以上となった場合は、自主的かつ計画的に経営の健全化を図るべき経営状況にあるとして、議会の議決を得て経営健全化のための計画を策定することが義務付けられている。この計画を策定した団体を経営健全化団体と言う

※3 日常の運転資金の不足額のことで、長期的な借入である特別減収対策企業債残高を除き、支払に支障を来さないよう金融機関などから一時的に借り入れている金額のこと

(3) 経営健全化策

※ 特に記載がない場合、効果額は計画最終年度である令和10年度における年間効果額を示します。

経費削減策

これまでの経営健全化による市バス運転士、地下鉄運輸職員の給与引下げや、市バス運行業務、地下鉄駅職員業務の民間委託化などにより、大幅な人件費・経費の削減を図ってきました（P 5, 6 「収支構造の変化」参照）。これに加え、更なる経費削減を実施します。

これまでの主な経費削減策

- ・給与の引下げ ⇒ H11→R2バス運転士 ▲39.6%、地下鉄運転士 ▲8.9%
- ・民間委託化 ⇒ バス運行業務等 H12年～ 平均約▲13億円/年、地下鉄駅職員業務 H19年～ 平均約▲2億円/年
- ・更新期間の見直し ⇒ バス車両 14→18年、地下鉄駅改集札機、券売機、昇降機設備等 1～5年延長

① 御利用状況に応じた市バス・地下鉄運行の見直し

市バス事業 削減効果額 約 8.5億円

- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、お客様数が大幅に減少していることを踏まえ、御利用状況に応じた路線・ダイヤの見直しを行います。（令和4年3月実施）
 - ・急行系統等の休止
 - ・深夜バスの廃止
 - ・運行回数に応じたダイヤ見直し
(運行回数の多い系統を中心に、早朝の通勤・通学のラッシュ時間帯や最終便は堅持しながらお客様への影響が少ない昼間時間帯以降を対象に実施)
 - ・民間バス事業者との連携強化
- 観光シーズンやイベント開催時などは、御利用状況に対応した臨時バスの運行、民間バス事業者との連携による増便などにより、混雑緩和に取り組むとともに、市バス路線の一部を共に運行するなど、今後の民間バス事業者との連携の在り方について更に検討を進めます。
- 令和3年度に実施した旅客流動調査・アンケート調査の結果を踏まえ、需要に応じた一層効率的な路線・ダイヤの在り方について検討し、将来にわたり持続可能な運営を目指します。

地下鉄事業 削減効果額 約 0.6億円

- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、特に、昼間や夜間の時間帯のお客様が大幅に減少していることを踏まえ、御利用状況に応じたダイヤの見直しを行います。（直通運転を行っている事業者への影響が少ない夜間ダイヤは令和4年3月実施、昼間ダイヤは事業者との調整を経て令和4年秋実施）
 - ・お客様の利便性をできる限り低下させないよう、朝夕のラッシュ時間帯や始発終発のダイヤは現行どおりとします。
- 観光シーズンやイベント開催時など、多くのお客様の御利用が予想される日には臨時列車を運行し、混雑緩和に取り組みます。

② 駅有人改札業務の見直し 地下鉄事業 削減効果額 約 0.6億円

- お客様に御不便をお掛けしないようIC対応型多機能インターホン等の設備を整備したうえで、一部の駅有人改札口において、ラッシュ時間帯を除きリモート対応化を行います。

【実施駅】令和4年秋頃 東西線（3駅）
令和5年度 烏丸線（2駅）

③ バス車両更新費用の抑制 **市バス事業** 削減効果額 約 6.4億円(令和10年度までの累計額)

- バス車両の状態を見極め、車両更新計画を見直すことにより、本計画期間中に32両の更新を削減します。
- リースによるバス車両の調達により、企業債償還負担の平準化を図ります。

④ 業務の見直し等による経費削減の推進

市バス事業 削減効果額 約 2.4億円

- 営業所や操車場の運行管理体制の効率化や、バス車両の整備体制を見直します。
- バス停上屋や標識柱、バスロケーションシステムなどの更新計画を延期します。
- その他、様々な観点から業務の見直しにより経費削減を図ります。

地下鉄事業 削減効果額 約 0.5億円

- 自動券売機、精算機の台数削減やIC専用改札機への更新により、保守費用、更新費用を削減します。
- その他、様々な観点から業務の見直しにより経費削減を図ります。

⑤ 人件費の抑制 **両事業共通** 削減効果額 約 1.7億円(令和3、4年度給与カット分)

- 現在、全市的な危機的財政状況も踏まえた臨時の措置として、最大6%の給与カットを実施しています。(令和3年度～)
- 働き方改革の推進により、時間外勤務の縮減を図ります。
- ①、②及び④に掲げた取組に加え、事務事業の見直しや業務執行体制の効率化により、更なる人件費総額の抑制に努めます。

収入増加策

■ お客様增加策

今後のお客様数については、テレワークなど新たな生活様式の定着等により、新型コロナウイルス感染症拡大前の状況までは戻らないことが見込まれる中、令和10年度の1日当たりのお客様数を、市バスにおいては322千人、地下鉄においては366千人と見込んでいます(P17、18参照)。今後のお客様の動向は不透明であるため、この令和10年度のお客様数を達成すべき目標とともに、「地下鉄・市バスお客様1日80万人」を目指し、更なる増客に取り組みます。

実施に当たっては、将来的なお客様の回復に伴う混雑を生じさせないという視点を踏まえ、また、生産年齢人口が徐々に減少し、利用目的が通勤・通学から買い物、通院などに変化するなど需要構造の変化を捉えながらお客様増加策に取り組みます。

また、国の補助制度の活用等、財源の確保に努めます。

① 「安全・安心」な運行の確保とお客様サービスの更なる向上

両事業共通

- お客様に「安全・安心」に御利用いただくため、交通事業者としての最大の責務である輸送の安全を確保します。
- 安全・安心の運行サービスを提供していくため、安全運行に係る設備投資は着実に実施します。
- より質の高いお客様接遇の提供により、サービス向上を図ります。
- 災害など非常事態が発生した際の職員の対応能力向上のため、消防や警察と連携した訓練を実施します。

市バス事業

- 国や交通管理者（京都府警察）、道路管理者等により構成される「京都府バス停留所安全性確保合同検討会」において発表された「安全対策が必要と考えられるバス停留所」について、移設等の安全対策を行います。

地下鉄事業

- 車内におけるセキュリティ向上のため、新造車両への車内防犯カメラの設置を推進します。

② 民間事業者等と連携した公共交通の利用促進 両事業共通

- 市バス・地下鉄だけでなく、他の鉄道・バス事業者も含めた公共交通全体のネットワークの利用促進を図るため、「チーム『電車・バスに乗るっ』」の活動を推進します。
- また、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、商業施設や集客施設等とのタイアップや大学、企業との連携による定期券の販売促進を通じた市バス・地下鉄の利用促進に取り組みます。
- 市役所全庁を挙げて、市民の財産である市バス・地下鉄の利用促進に取り組みます。

③ 沿線地域にお住まいの皆様との連携による市バス利用促進の取組 市バス事業

沿線地域にお住まいの皆様が主体となって取り組むMM（モビリティ・マネジメント※）の活動に参画し、利用促進に努めます。

※ コミュニケーションを通じて、過度に自動車に頼る状態から公共交通などの交通手段を適度に使う状態へと自発的に転換することを促す取組

④ 人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の推進 両事業共通

- 「『歩くまち・京都』総合交通戦略」との連携により、市民の皆様の協力を得ながら、人と公共交通優先のまちづくりを推進します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、自動車による観光の増加が見込まれることから、自動車流入の抑制を図るため、公共交通の利用促進に取り組みます。

■ 運賃収入増加策

⑤ 更なる乗車券制度の見直し

- 新型コロナウイルス感染症の収束後の状況も見据え、混雑緩和に資する料金体系や市民を中心とする御利用頻度の高い方を優遇するという観点等から「一日券等の企画乗車券の在り方」、「更なるIC化の促進」等について検討します。
- また、検討に当たっては、最新のICT技術をいかしたお客様の御利用状況の把握手法についても研究します。

■ 運賃以外の収入増加策

今後、事業の根幹である運賃収入が大きく減少するようなことがあっても、経営への影響を少しでも抑えられるよう、運賃以外の収入増加策を積極的に推進していく必要があります。

経営環境の変化に強い経営体質づくりを目指し、計画最終年度において、広告事業で11億円、駅ナカビジネス事業で12億円の年間収入を目標に取り組みます。

また、中長期的には、DX※時代におけるデジタル技術や多様なデータの利活用による収入増加策について研究します。

※ デジタルトランスフォーメーション：環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること

⑥ 広告の収入増加 両事業共通 収入目標額 11億円

- クライアントニーズを踏まえた販売促進策の実施や、広告媒体の価格・掲出期間の見直しを実施し、広告を出稿しやすい環境を創出します。
- 既存の広告媒体について、稼働率の低い媒体をクライアントニーズの高い媒体へ転換するなど、稼働率の向上に取り組みます。
- 駅施設でのデジタルサイネージの増設や地下鉄車内のデジタルサイネージの設置、また、ICT等新技術を活用した広告媒体などの新規媒体の導入について、投資効果を見極めながら取り組みます。

⑦ 駅ナカビジネスの収入増加 地下鉄事業 収入目標額 12億円

- 大規模改修を伴う新たな店舗区画の造成が難しい状況のもと、既存施設の見直しによる自動販売機・簡易店舗の設置やワゴン販売の実施など、小規模スペースの有効活用に取り組みます。
- 店舗・事業者との連携を更に強化し、効果的な販売促進策を実施し、既存店舗の売上増に取り組みます。
- 既存店舗について、キャッシュレス決済の導入など、よりお客様にお買い物をしていただきやすい環境を創出するとともに、倉庫や共有スペースの整備など、より収益性の高い店舗に出店していただきやすい環境を創出します。

⑧ クラウドファンディングなど資金調達のための新たな取組 両事業共通

新たな資金調達の手法として、ふるさと納税やクラウドファンディングなどを活用するに当たり、より多くの資金調達を達成するため、交通局ならではの返礼品の製作や広報媒体を活用したプロモーションを実施します。

市民の皆様・お客様への情報発信

市バス・地下鉄事業に関する情報発信の強化

- 両事業の経営状況や経営健全化策の取組状況について、経営レポート、ホームページやSNS、市バス車内や地下鉄駅への交通局ニュースの掲出など、多様な広報手段を活用し、視覚的にも分かりやすい情報を定期的に発信するなどにより、経営状況等の見える化を更に推進します。
- こうした丁寧で分かりやすい情報発信に努め、市民の皆様やお客様の御理解を得ながら事業運営を行います。

国等への要望

公共交通の維持・確保に向けた国等への支援要望 両事業共通

- 新型コロナウィルス感染症の影響により、市バス・地下鉄事業の置かれている非常に厳しい経営状況は一交通事業者で解決するのは困難です。これまで新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や誘客促進、資金繰りなどに対する支援措置が講じられてきましたが、大幅な減収に対する支援としてはまだ十分ではありません。
- 更なる抜本的な支援措置や、課題はあるものの、時勢に応じた弾力的な運賃制度の導入について、全国の交通事業者とも連携し、要望を行います。
- その際には、経営の多角化に一定の制約があるなど、公営交通事業者の置かれている状況についても、併せて訴えていきます。

運賃改定

交通局では、これまでの経営改善の取組により、市バスでは平成8年度以来25年間、地下鉄では平成17年度以来16年間運賃を据え置きつつ、利便性やサービス向上を図ってきました。

平成31年3月に策定した経営ビジョン（2019-2028）では、市バス事業で、計画期間中の1日当たりのお客様数の1万人増と、計画前半期間中の1人当たり乗車運賃の2円増を、地下鉄事業で、計画期間中の1日当たりのお客様数の1.3万人増を見込んだうえで、運賃改定を行わずに、これまでのサービス水準を維持しながら運行を継続する計画としていました。しかし、計画期間中に見込まれる車両・設備の維持更新費用等が多額に上る中にあっても、輸送の安全を確保するためには、老朽化した車両・設備の維持更新は欠かすことができず、計画で見込んだ増客等が図れなかつた場合は、運賃改定を行わずに運行を維持するという前提も崩れてしまう厳しい状況でした。

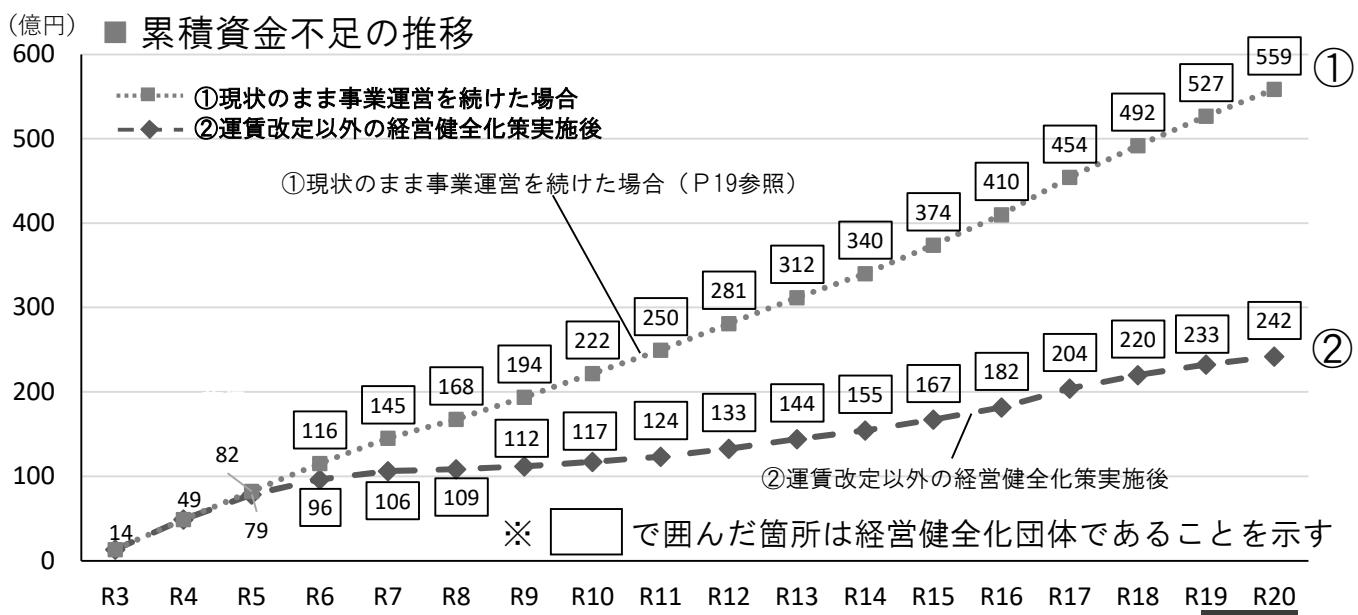
そのような状況の中、更に新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度のお客様数は両事業合わせて、令和元年度から1日当たり24万人以上減少（市バスで109千人/日の減、地下鉄で133千人/日の減）し、これまでの増客の成果がわずか1年で、この間の増客数（市バスで平成21年度から29年度の間で57千人/日の増客、地下鉄で平成21年度から令和元年度の間で73千人/日の増客）の約2倍の規模で吹き飛び、今後も、インバウンド等の観光利用の回復には時間を要するとともに、テレワークやオンライン授業、オンライン消費等の新たな生活様式の定着により、1日当たり1万人増客どころか、新型コロナウイルス感染症拡大前の状況にすら戻らないと見込まれます。このため、運賃改定を見込みず、その他の経営健全化策（P22～25）を実施しても、両事業ともに、持続可能な安定経営に向けた財政目標（P21）の達成には程遠く、このままでは、将来にわたり運行を維持することはできません。

◇ 運賃改定以外の経営健全化策実施後の収支見通し（市バス事業）

- 経常損益は今後も赤字のまま推移し、累積資金不足は増加し続けます。（下グラフ②参照）
- このような経営状況が続ければ、市バスの運行を継続することができません。

(単位 億円)

区分	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
運送収益		148	157	160	168	180	190	190	189	189
経常損益		▲45	▲41	▲36	▲25	▲13	▲2	▲3	▲4	▲4
累積資金不足		14	49	79	96	106	109	112	117	124
資金不足比率		—	—	17.6%	26.7%	30.3%	29.9%	32.3%	37.6%	43.1%
区分	年度	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
運送収益		188	188	187	187	187	187	187	187	187
経常損益		▲7	▲7	▲10	▲14	▲13	▲15	▲14	▲14	▲14
累積資金不足		133	144	155	167	182	204	220	233	242
資金不足比率		50.5%	58.7%	66.7%	75.6%	85.5%	99.3%	109.8%	118.0%	122.7%



◇ 運賃改定以外の経営健全化策実施後の収支見通し（地下鉄事業）

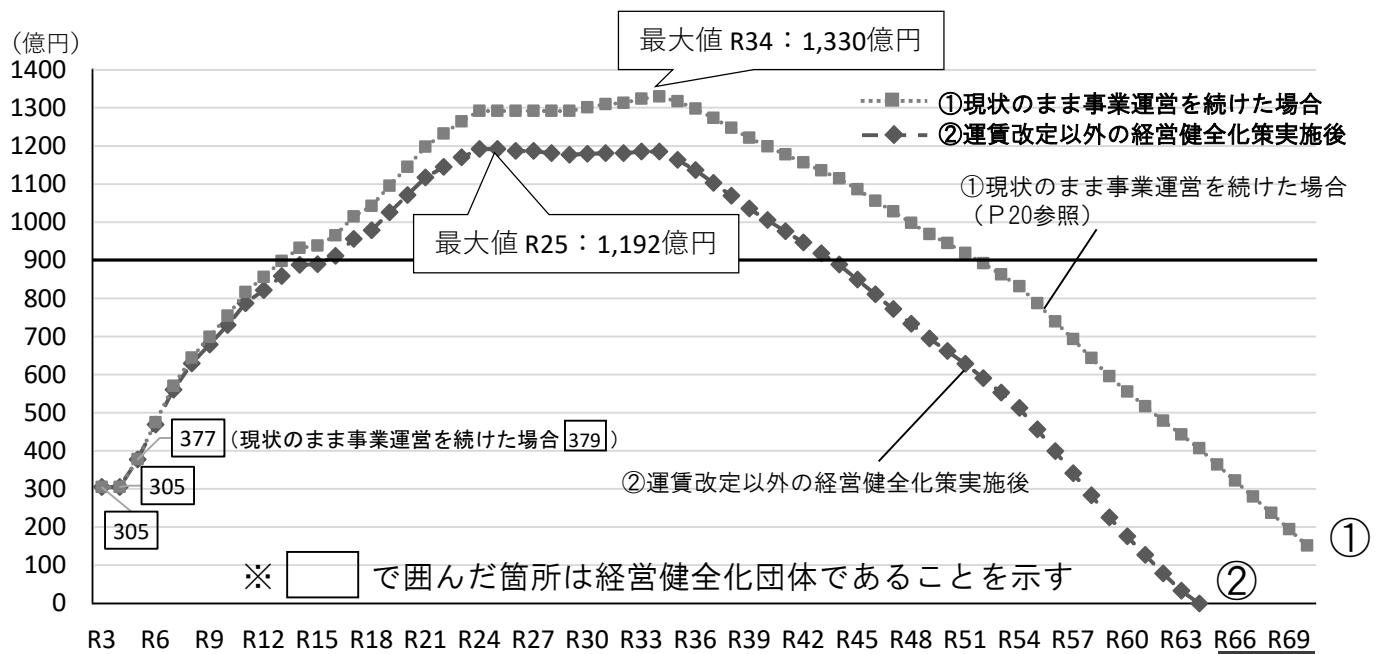
- 経常損益は、お客様数の回復により一旦改善するものの、その後、国の制度に基づく一般会計補助金※が減少することにより悪化し、長期にわたり赤字が続きます。
※ 一部の建設企業債の利息に対して発行することができる企業債（特例債）の元利償還に合わせて一般会計から受ける補助金
- また、P20でお示したように、新たな対策をとらず現状のまま事業運営を続けたとしても経営健全化団体からは脱却※しますが、累積資金不足（特別減収対策企業債残高を除く）はP22～25に掲げた経営健全化策を実施しても、財政目標として掲げた900億円を大きく上回る1,200億円近くまで増大し（下グラフ②参照），不足する資金の調達が困難な状況となります。資金調達が滞れば、地下鉄の運行を継続することができません。
※ 地下鉄や下水道事業は、建設に巨額の投資を必要とするため、事業開始後一定期間は資金不足が生じるという事業特性があり、このため、将来的に解消が見込める資金不足については、資金不足比率の算定から除外することとなっています。これにより、一定規模の累積資金不足を抱えた状態でも経営健全化団体から脱却することができます。

(単位 億円)

区分	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
運輸収益		181	194	200	217	232	245	245	245	245
経常損益		▲45	▲54	▲48	▲25	▲11	4	5	2	▲5
累積資金不足		422 (305)	484 (305)	556 (377)	647 (469)	739 (560)	801 (629)	845 (679)	889 (730)	940 (788)
資金不足比率		36.4%	40.6%	31.6%	—	—	—	—	—	—
区分	年度	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
運輸収益		245	245	245	245	245	245	245	245	245
経常損益		▲8	▲17	▲22	▲31	▲30	▲34	▲35	▲36	▲38
累積資金不足		968 (822)	988 (859)	998 (888)	993 (890)	1,008 (912)	1,047 (956)	1,069 (979)	1,116 (1,026)	1,161 (1,071)
資金不足比率		—	—	—	—	—	—	—	—	—

注 累積資金不足欄の（ ）内は、特別減収対策企業債残高を除いた数値です。

■ 累積資金不足の推移（長期的な借入である特別減収対策企業債残高を除く）



■ 運賃改定～多様な都市活動を支える市バス・地下鉄を次の世代に引き継ぐために～

- 今後も市民の皆様の暮らしや経済活動を支えるとともに、また京都を訪れる皆様の便利な交通手段として、多様な都市活動を支える市バス・地下鉄を維持・継続するため、経営健全化策に全力で取り組んでまいりますが、安定経営に向けた財政目標を達成するには及ばず、苦渋の選択ではありますが、運賃改定による収入増加を見込むほか手段がありません。
- このため、本計画においては、市バスで8%程度、地下鉄で7%程度の運賃改定を見込みます。（本計画での改定率は、国への要望の成果等により、答申（10%程度）よりも抑えられる見込みです。）

市バス事業 増収効果額 約 15.1億円 地下鉄事業 増収効果額 約 17.2億円

- 今後の収支見通しを踏まえると、運賃改定は早期に実施することが効果的であることから、早期の実施を目指しますが、実施に当たっては、あらゆる健全化努力が必要と認識しており、その他の健全化策にスピード感をもって取り組みます。また、市民の皆様やお客様の御理解が得られるよう、新型コロナウイルス感染症の収束後の状況も見据えた混雑緩和、市民を中心とした御利用頻度の高い方を優遇するという観点からの運賃制度全般の見直しなどについても進めてまいります。

市バス・地下鉄の運賃は国の認可事項であるとともに、本市運賃条例により定められています。今後、あらゆる経営努力を尽くすとともに、経営状況の見える化を更に推進してまいりますが、そのうえで、運賃改定をお願いする際には、運賃条例改正を改めて市会で御審議いただき、議決いただければ、国への申請、認可を経て、運賃改定が決定することとなります。

（4）運賃改定を含む経営健全化策実施後の収支見通し

市バス事業

- 本計画に掲げた経営健全化策（P22～28）を実施することで、令和7年度には経常損益は黒字となり、以降、黒字を継続します。
※ 収支見通し上、令和6年度から8%の運賃改定の効果を見込んでいます。
- 累積資金不足は令和6年度まで増加しますが、特別減収対策企業債の発行により、資金不足比率算定の基となる解消可能資金不足額控除後の累積資金不足が縮小され、経営健全化団体に陥らない見通しです（P29グラフ③参照）。

(単位 億円)

区分	年度	R3	R4	R5	R6
	旅客数（千人／日）	262	275	286	288
収益的収支	経常収入	166	174	176	197
	営業収益	158	167	170	191
	うち運送収益	148	157	160	181
	営業外収益	8	7	6	6
	経常支出	211	215	212	209
営業費用	208	212	209	206	
営業外費用	3	3	3	3	
経常損益	▲45	▲41	▲36	▲12	
資本的収支	累積欠損金	24	66	89	101
	資本的収入	18	21	27	26
	資本的支出	31	35	41	42
	うち建設改良費	18	21	27	26
	うち企業債償還金	13	14	15	15
累積資金不足	14	49	79	83	
累積資金不足 (解消可能資金不足額控除後)	0	0	30	34	
資金不足比率	—	—	17.6%	17.8%	
企業債残高	83	125	138	148	
うち特別減収対策企業債残高	14	49	49	49	

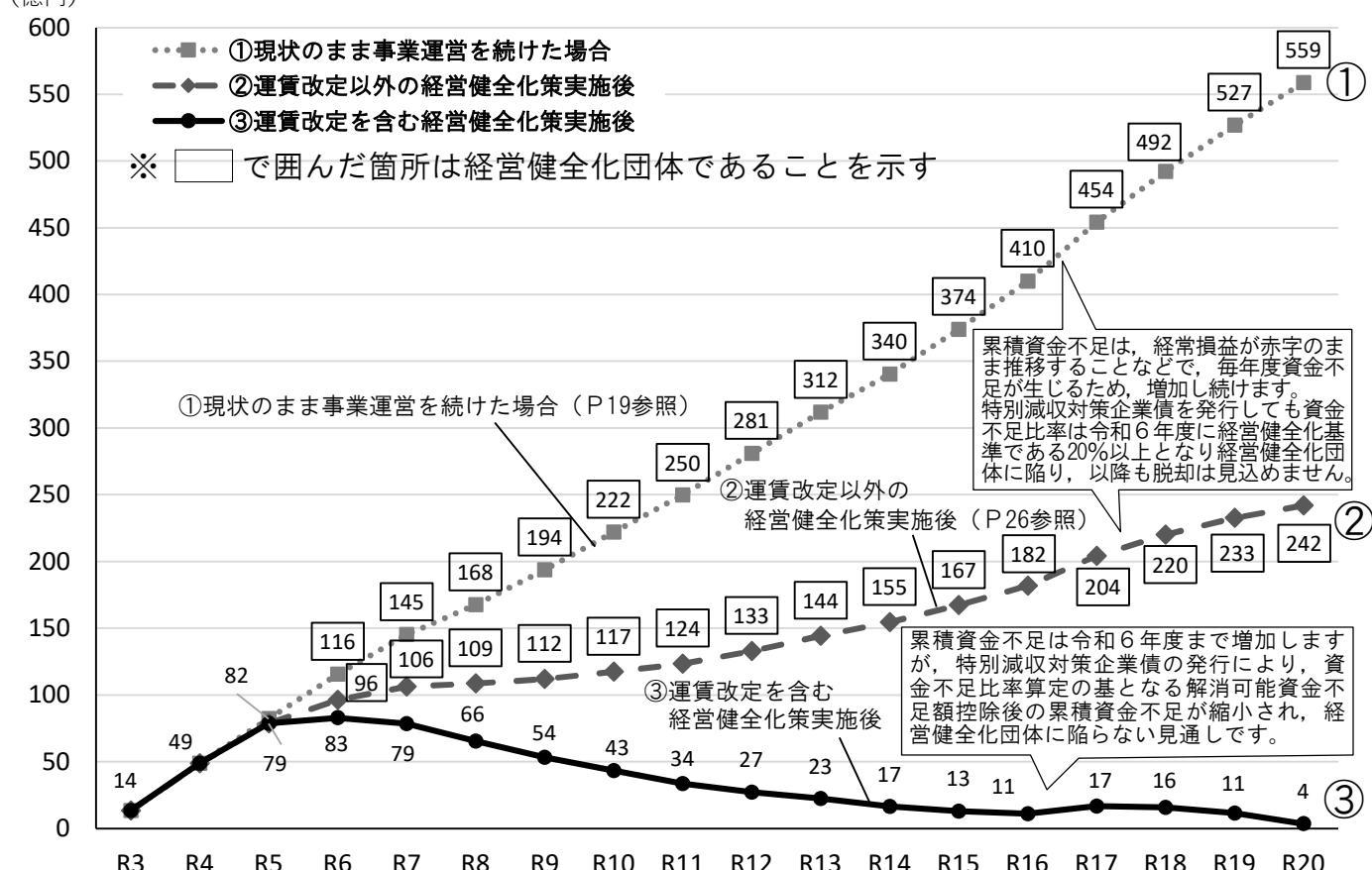
(単位 億円)

区分	年度	R7	R8	R9	R10
	旅客数(千人/日)	307	323	323	322
収益的 収支	経常収入	210	221	221	220
	営業収益	204	215	215	214
	うち運送収益	194	205	205	204
	営業外収益	6	6	6	6
	経常支出	208	208	208	209
	営業費用	205	204	205	205
	営業外費用	3	3	3	3
	経常損益	2	13	13	11
	累積欠損金	99	86	74	62
	資本的収入	17	17	18	15
資本的 収支	資本的支出	38	38	39	39
	うち建設改良費	17	17	18	15
	うち企業債償還金	21	21	22	24
	累積資金不足	79	66	54	43
	累積資金不足 (解消可能資金不足額控除後)	30	17	6	1
	資金不足比率	14.5%	7.7%	2.7%	0.4%
	企業債残高	144	139	135	125
	うち特別減収対策企業債残高	49	49	48	43

注1 収益的収支は税抜き、資本的収支は税込数値です。

注2 億円未満の端数処理により、合計等が一致しない箇所があります。

■ 累積資金不足の推移



地下鉄事業

- 本計画に掲げた経営健全化策（P22～28）を実施することで、令和7年度には経常損益は黒字となり、その後、一旦赤字となりますが、令和29年度以降、黒字を継続します。
※ 収支見通し上、令和6年度から7%の運賃改定の効果を見込んでいます。
- 累積資金不足（特別減収対策企業債残高を除く）の最大値は、令和24年度の850億円となり、財政目標である900億円以下に抑制できる見通しです（P31グラフ③参照）。また、令和6年度には経営健全化団体から脱却できる見通しです。

(単位 億円)

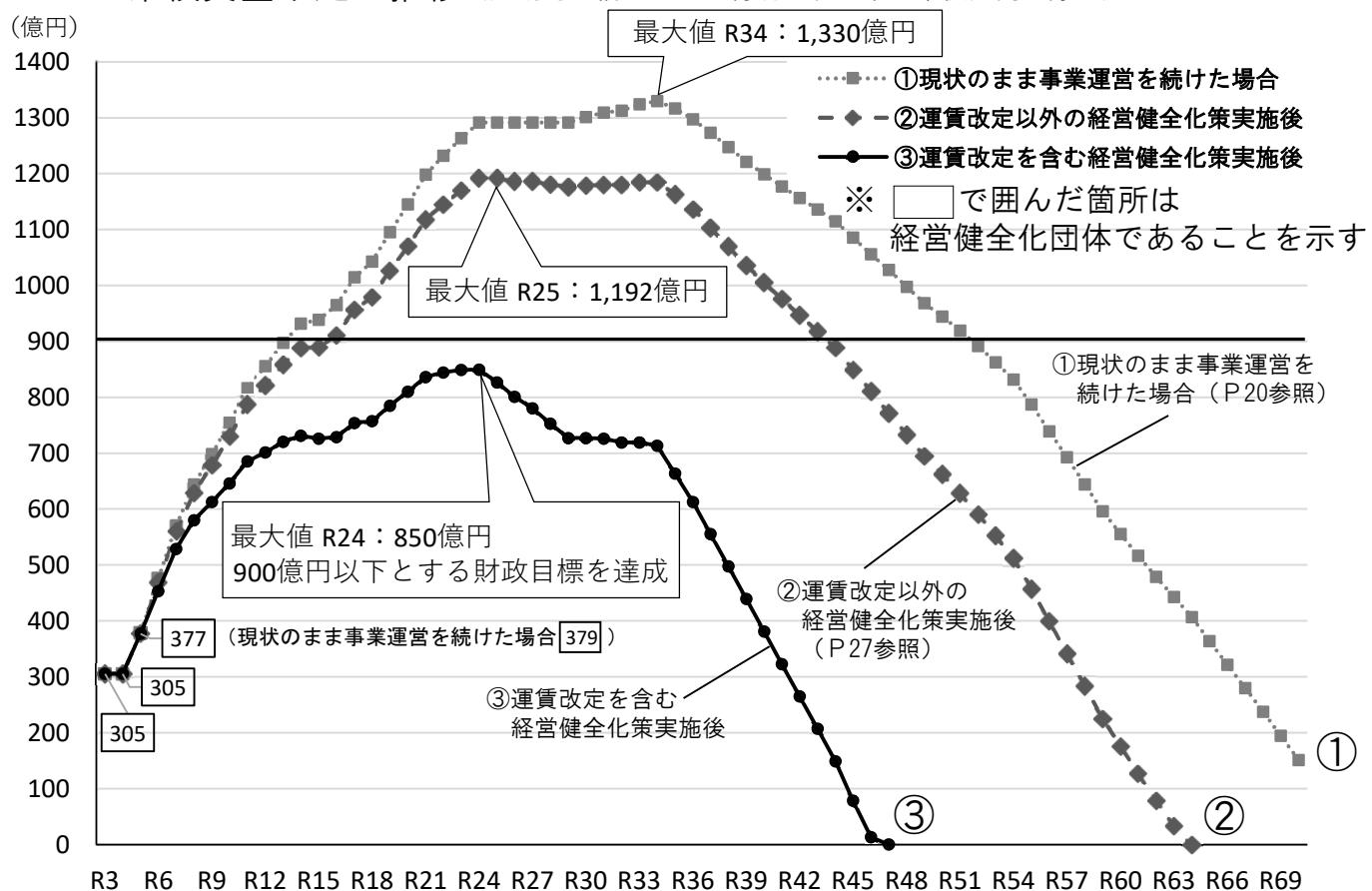
区分	年度	R3	R4	R5	R6
	旅客数（千人／日）	287	304	314	329
収益的収支	経常収入	262	267	273	308
	営業収益	203	217	223	256
	うち運輸収益	181	194	200	232
	営業外収益	58	50	50	52
	経常支出	307	321	321	318
	営業費用	267	284	286	283
	営業外費用	40	37	35	34
	現金収支（償却前損益）	59	55	66	108
	経常損益	▲45	▲54	▲48	▲10
	累積欠損金	3,125	3,179	3,227	3,237
資本的収支	資本的収入	305	249	122	115
	資本的支出	434	381	279	316
	うち建設改良費	99	104	94	96
	うち企業債等償還金	335	276	185	220
累積資金不足 (下段は特別減収対策企業債を除く)		422	484	556	632
(解消可能資金不足額控除後)		(305)	(305)	(377)	(454)
累積資金不足 資金不足比率		74	88	71	—
企業債等残高 うち特別減収対策企業債残高		3,410	3,407	3,331	3,212
		117	179	179	179

区分	年度	R7	R8	R9	R10
	旅客数（千人／日）	348	366	366	366
収益的 収支	経常収入	324	338	338	334
	営業収益	272	286	286	286
	うち運輸収益	248	262	263	262
	営業外収益	52	52	52	47
	経常支出	319	317	316	314
	営業費用	287	287	286	284
	営業外費用	32	30	30	31
	現金収支（償却前損益）	125	141	141	136
	経常損益	5	21	23	19
	累積欠損金	3,232	3,211	3,188	3,169
資本的 収支	資本的収入	88	76	57	45
	資本的支出	304	284	244	229
	うち建設改良費	60	57	49	40
	うち企業債等償還金	244	227	195	189
	累積資金不足	707	752	778	805
	(下段は特別減収対策企業債を除く)	(529)	(580)	(613)	(646)
	累積資金不足 (解消可能資金不足額控除後)	—	—	—	—
	資金不足比率	—	—	—	—
	企業債等残高	3,028	2,858	2,713	2,567
	うち特別減収対策企業債残高	179	172	166	159

注1 収益的収支は税抜き、資本的収支は税込数値です。

注2 億円未満の端数処理により、合計等が一致しない箇所があります。

■ 累積資金不足の推移（長期的な借入である特別減収対策企業債残高を除く）



5 進捗管理等

○本計画の進捗状況については、毎年の決算報告や経営評価により、経営上の指標や取組状況について点検・評価を行い、市民の皆様やお客様にしっかりとお知らせしていきます。

○本計画の期間は長期に及びます。このため、計画期間中において、社会情勢やお客様ニーズに大きな変化が生じるような場合には、それまでの取組の進捗状況なども踏まえ、本計画についても、適時・適切な見直しを検討します。

■ 取組のスケジュール

項目	短期	中長期
経費削減策		
① 御利用状況に応じた市バス・地下鉄運行の見直し	→	→
② 駅有人改札業務の見直し	→	
③ バス車両更新費用の抑制	→	
④ 業務の見直し等による経費削減の推進	→	
⑤ 人件費の抑制	→	
収入増加策		
① 「安全・安心」な運行の確保とお客様サービスの更なる向上	→	
② 民間事業者等と連携した公共交通の利用促進	→	
③ 沿線地域にお住まいの皆様との連携による市バス利用促進の取組	→	
④ 人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の推進	→	
⑤ 更なる乗車券制度の見直し	→	
⑥ 広告の収入増加	→	
⑦ 駅ナカビジネスの収入増加	→	
⑧ クラウドファンディングなど資金調達のための新たな取組	→	
市民の皆様・お客様への情報発信		
市バス・地下鉄事業に関する情報発信の強化	→	
国等への要望		
公共交通の維持・確保に向けた国等への支援要望	→	
運賃改定		
運賃改定	→	

本計画の実施により、市バス・地下鉄の持続的な運営を維持できる見込みです。

今後、社会情勢等の変化により市バス・地下鉄事業の経営状況が更に大きく改善した場合には、ポイント制度の拡大等、お客様への還元策についても取り組んでまいります。

市民・御利用者の皆様へ

市バス・地下鉄は通勤、通学、お買い物、通院など市民の皆様の日々の足として、また、観光等で京都を訪れる方々の便利な交通手段として、様々な都市活動を支える必要不可欠な公共交通機関です。

この間、京都市においては観光客数だけではなく、就労者数や学生数も増加する中、市内の公共交通の6割を担う市バス・地下鉄が大きな役割を果たしてきました。

両事業とも、かつては危機的な経営状況にありましたが、数次にわたる経営健全化により、人件費、経費の大幅な削減や增收増客に取り組んだ結果、運賃についても、消費税率の引上げに伴うものを除き、市バスでは平成8年度以来25年間、地下鉄では平成17年度以来16年間据え置いたまま、市バスは累積赤字を解消し、地下鉄は単年度で黒字を計上するなど、経営が大きく改善し、お客様の利便性や安全性の向上にも努めてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、両事業の経営環境は激変し、事業の存続すら危ぶまれる状況にあります。

万が一、市バス・地下鉄が走れなくなれば、市民の皆様の生活や京都市の経済活動に計り知れないほどの大きな影響を与えることになりますが、そのような事態は何としても回避しなければなりません。

このため、更なる経費の削減や、収入増加策など、できる限りの取組を行ってまいりますが、新型コロナウイルス感染症の影響はあまりにも大きく、市バス・地下鉄を将来にわたり維持していくためには、苦渋の選択ではありますが、本計画では運賃改定を見込まざるを得ませんでした。

運賃改定は最後の手段であるという認識のもと、今後、あらゆる経営努力を尽くすとともに、市民の皆様、お客様への経営状況の見える化を更に推進し、皆様の御理解のもと、市バス・地下鉄の持続可能な事業運営を行ってまいります。

市バス・地下鉄事業は、お客様に御利用いただくことで成り立っています。

50年後も100年後も走り続ける市バス・地下鉄を目指し、全職員一丸となって経営改善に全力で取り組んでまいりますので、多くの皆様に、市バス・地下鉄を毎月1回でも多く御利用いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

京都市公営企業管理
者
交通局長 山本 耕治

令和4年3月策定
京都市交通局企画総務部総務課
電話：075-863-5031 FAX：075-863-5039